

○西村委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○西村委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。早稲田夕季君。

○早稲田委員 おはようございます。それでは朝一番の質問をさせていただきます。立憲民主党的な立場をいたしましては、不

これを許します。

○早稲田委員 おはようございます。それでは朝一番の質問をさせていただきます。立憲民主党的な立場をいたしましては、不

これを許します。

毎日、新聞報道で皆様も御案内のとおりだと思いますけれども、森友、加計、首相案件ということもありました。イラクの日報問題、それから働き方改革のデータの不適切に始まり、数々の問題が出ておりまして、この国会も危機的な状況ではないかと私も大変心配をしているところです。

そういう意味におきましても、ぜひ、今までのようないふそにうそを塗り重ねるということのないように、真摯な御答弁をいただきたいと冒頭に申し上げて、私の質問に入ります。

まず、森友学園の問題でございます。

さきの九日の参議院決算委員会で太田理財局長は、森友学園に売却したその国有地の大額下落、八億円でありますけれども、これの根拠となつた地下埋設物の連絡を、学園とそれから近畿財務局の方にしたということをお認めになりました。

この点について確認をさせていただきますが、ラック何千台で運び出したという気がするということを言つてくれと云ふに理財局の職員がおつやつたということをお認めになつたわけですが、それでも、これで間違いがございませんでしょうか。

○富山政府参考人 お答え申し上げます。

昨年、森友学園への国有地売却が国会で議論された初期のころ、二月二十日でございますが、森友学園による地下埋設物の撤去の状況につきまして議論がございました。

そのことについて事実関係を十分に確認できて

いないまま、当時、「売却後でございますので、具体的な撤去の状況につきましては把握してございません」といった注釈はつけつつも、「相手方ににおいて適切に撤去したというふうに聞いてござります」とか、あるいは、「適切に行つたというのを、近畿財務局で確認してございます。」といった

こうした状況のもとで昨年二月二十日、理財局の職員が森友学園側の弁護士に電話で連絡をし、今申し上げたような答弁との関係を気にしてといふことでございますが、森友学園が地下埋設物の撤去に実際にかけた費用に關しまして、相当かかりました。

ただ、この理財局の職員は、その後、近畿財務局の職員にも再度念押しするようにと話をしておりますが、近畿財務局の職員は、それは事実に反するということで、確認作業あるいは念押しをするといったことは行つていません。

○富山政府参考人 お答えをいたします。

今委員御指摘のいわゆる当時の考え方といふとでございますが、本件土地につきましては、不動産の鑑定評価により算定した更地の価格から、地下埋設物の撤去、処分費用を控除した時価で売却したものでございます。

その意味で、売却後に森友学園側が地下

埋設物をどのように処分するのかといったことは、先方の判断によるものと考えてございまして、具体的にどのような対応を先方がとつたかというこ

とにつきましては、把握をしていないところでござります。

そういった意味で、売却後に森友学園側が地下

埋設物をどのように処分するのかといったことは、先方の判断によるものと考えてございまして、具体的にどのような対応を先方がとつたかといふことにつきましては、把握をしていないところでござります。

その点につきましては、先ほども触れましたが、今申し上げたような確認についての答弁

にあわせて、「売却後でございますので、具体的な撤去の状況につきましては把握してございません」といった注釈もつけていたということです。

その点につきましては、先ほども触れましたが、今申し上げたような確認についての答弁

にあわせて、「売却後でございますので、具体的な撤去の状況につきましては把握してございません」といった注釈もつけていたということです。

○富山政府参考人 お答えをいたしました。

それで、ここに今局次長がおつやつた、費用

が相当かかった気がするというのが事実に反して

いるのであれば、費用が相当にはかかっていな

い、それから、ラック何千台もで搬出したこと

はないということが事実になりますが、そういう

認識でよろしいでしょうか。

○富山政府参考人 お答えをいたします。

今委員おつやられたその部分のみを捉えてと

ういった確認の中でも、先ほども触れましたが、いわゆる国会での答弁におきまして、「相手方に

おいて適切に撤去したというふうに聞いてござい

ます」、あるいは「適切に行つたというのは、近畿

財務局で確認してございます。」といった答弁をし

ていたということを、当時の当該職員がその答弁

とその関係をやはり気にして、先ほど申し上げたよ

うな依頼をしたというところが確認をできている

ということです。

その点につきましては、先ほども触れましたが、今申し上げたような確認についての答弁

にあわせて、「売却後でございますので、具体的な撤去の状況につきましては把握してございません」といった注釈もつけていたということです。

その点につきましては、先ほども触れましたが、今申し上げたような確認についての答弁

物に未払いの代金があるから留置権を主張する、そして、それについてそこ底地である土地についてはどうかという議論はあります。所有権といふことはないでしょう。

置権ということであり、その当該土地全体を占有しているということになります。

から、どこまでかかわっていたのか、どういう報告を受けていたのか、こういうことについてもきちんと、国土交通省の中で誰がどんなふうにかかわっていたのか、どの部分まで知っていたのか

れども、御答弁、しつかりしていただければなどと思うのですが、よろしくお願ひします。

○山崎政府参考人 文部科学省でございます。
学校施設は、子供たちの学習、生活の場である

それにしても、敷地一

帶については航空局の所
それで、法務省の見解を

を伺います、留置権につ

という調査も必要ではないかといふに思うんですナレーブ、大臣、お答えされる範囲で今の状

のみならず、その多くが災害時の避難所として役割を果す二二かう、陸離所となる学校施設の

有権ですよね。そうしたときに、建物が建つてないところまで留置権云々を主張される必要はない。これはもう明らかです。ですから、きちんと再調査をしてください。（発言する者あり）できるんです。掘つていただければいいし、航空局はその専門の知見を持つていらっしゃる方がいるところ間も御答弁をされていたわけですから。

そこをやつていただくように、交渉の過程で、再調査をする、それを交渉の中で入れていただくようになります。大臣にはぜひお願いをしたいと思いますが、もう一点、今のことを答弁していただいてからお願いいたします。

それで、法務省の見解を伺います、留置権について。お願ひいたします。

○筒井政府参考人 お尋ねの留置権とは、他人の物の占有者が、その物に関する生じた債権の弁済を受けるまでその物を留置することができる権利でありまして、債務者の弁済を間接に強制する機能を有するものであります。

今先生がお尋ねなされましたのは、建物について留置権を有するということを前提でのお尋ねだと理解いたしました。

建物について留置権を有するという前提でありますと、その建物の敷地について留置権を主張することができるのか、また、どの範囲の土地について留置権を主張することができるのか、こういった点につきましては、物を留置するところにつき

○石井国務大臣 大阪航空局が森友学園の関係者に事実と異なるような主張を求めたということは承知をしておりません。

○森山(浩)委員 満みません。おります……(石井国務大臣「おりません」と呼ぶ)おりませんですね。承知をしていないのはわかつているんです。けさの報道で近畿財務局がどうのような報道でございましたので、もしかしたら相談があつたんじゃないのかというようなことを内部で調査していくだけが必要があるのでないかというふうにも思ふんですが、国土交通省としてどのようになさるうんでも、ちょっとコト、聞かぬこつで、今二つ、

のみならず、その多くが災害時の避難所として役割を果たすことから、避難所となる学校施設のバリアフリー化や空調などを含む機能強化は重要であるというふうに考えております。

そのため、文部科学省としては、避難所となる学校施設に求められる機能や整備における留意事項等について、各種提言や指針等を取りまとめまして、学校設置者に通知しているところでございます。

その中で、平時より、バリアフリー化を進めることや防災部局との連携に基づく取組などを促しているほか、関係省庁とも連携し、国庫補助など財政支援等により、その取組の推進を図つておるところでございます。

であることから、工事事業者が建物について所有権、土地について留置権を主張し、現に土地を占有しているという状況であるということでござります。

それで、法務省の見解を伺います、留置権について。お願いいたします。

○筒井政府参考人 お尋ねの留置権とは、他人の物の占有者が、その物に関する生じた債権の弁済を受けるまでその物を留置することができる権利でありまして、債務者の弁済を間接に強制する機能を有するものです。

今先生がお尋ねになりましたのは、建物について留置権を有するということを前提でのお尋ねだと理解いたしました。

建物について留置権を有するという前提でありますと、その建物の敷地について留置権を主張することができるのか、また、どの範囲の土地について留置権を主張することができるのか、こういった点については、物を留置することでその物に関する生じた債権の弁済を間接に強制するという留置権の制度趣旨に照らして、個別具体的な事情も勘査した上で判断されるべきものであるといふふうに考えられますので、一般論としても、一概にお答えすることは困難でございます。

○石井国務大臣 大阪航空局が森友学園の関係者に事実と異なるような主張を求めたということはですけれども、大臣、お答えできる範囲で今の状況をお願いします。

○森山(浩)委員 準みません。おります……(石井国務大臣「おりません」と呼ぶ)おりませんですね。承知をしていないのはわかっているんです。けさの報道で近畿財務局がというような報道でございましたので、もししかしたら相談があつたんじゃないかというようなことを内部で調査していくたゞく必要があるのでないかというふうにも思うんですが、国土交通省としてどのようになさるか。ちょっと中身、聞いてみようかなというふうな姿勢を示していただけないかななどということです。

○石井国務大臣 私どもがそういうことをやつたということは承知をしておりませんので、調査をする必要もないと思つております。

のみならず、その多くが災害時の避難所として役割を果たすことから、避難所となる学校施設のバリアフリー化や空調などを含む機能強化は重要であるというふうに考えております。

そのため、文部科学省としては、避難所となる学校施設に求められる機能や整備における留意事項等について、各種提言や指針等、あと事例集も取りまとめまして、学校設置者に通知しているところでございます。

その中で、平時より、バリアフリー化を進めることや防災部局との連携に基づく取組などを促しているほか、関係省庁とも連携し、国庫補助などの財政支援等により、その取組の推進を図っているところでございます。

今後とも、各地方公共団体の要望を踏まえつつ、地域の実情に応じたバリアフリー化や空調などの施設整備が進められるよう、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○森山(浩)委員 文部科学省とも連携をして、国土交通省の皆さんには、バリアフリーの法律も提

くお願いいたし

します。

員はおかしいと、うふうに

○早稲田委員 それでは、引き続きこの問題をま

○森山(浩)委員 わかりました。では、この件については、今後事実が明らかになってくるでしょ
うから、そこそこじかにいっておき、那質問にこまよこ

案をされている」ということもあります、二階に上がる
ことが難しいと、ときには重い車椅子を
持つてくれたとは言ひにくく、少う少う話もあります。

対する所有権、土地に対する留置権を主張され、現実に占有されているという状況の中で今までまことに交渉を行つてはいるということから、直ちに調査をすることは困難だと重ねて申し上げているところであります。

○早稲田委員 それでは、引き続きこの問題をまた取り上げるということを申し上げまして、私の質問を終わります。

○西村委員長 次に、森山浩行君。

○森山(浩)委員 おはようございます。立憲民主
党の森山でございます。

今のことひとつと議論をお聞きをしていて、通告はしていませんけれども、この森友の問題、敷地の再調査をお願いをして、どうぞお聞かせください。

○森山(浩)委員 わかりました。では、この件については、今後事実が明らかになってくるでしようから、それに応じましてまた御質問をさせていただきたいというふうに思います。調査をする必要はない、現時点ではということです。

てしとこじりで、船の長が持つてしとる北はついてでも掘つて調べるべきだ。それから、再調査を向こうにもお願ひをする、やらせてほしいといふことは言つべきではないでしようか。

○早稲田委員 それでは、引き続きこの問題をまた取り上げるということを申し上げまして、私の質問を終わります。

○西村委員長 次に、森山浩行君。

○森山(浩)委員 おはようございます。立憲民主
党的森山でございます。

今のちょっとした議論をお聞きをしていて、通告はしてしませんけれども、この森友の問題、敷地の再調査をお願いをしたいなどうことに加えまして、きょうのN.H.K.のニュースなどでは、ごみの撤去費用がはつきりしないというようなことを近畿財務局が書面を作成をして持つていていたというようなことが報じられたりしております。この間、一緒に、航空局の持ち物でありますからやつてきただといふようなところもあるでしょ

○森山(浩)委員 わかりました。では、この件について、今後事実が明らかになつてくるでしようから、それに応じましてまた御質問をさせていただきたいというふうに思います。調査をする必要はない、現時点ではということでござりますの。それでは、通告をしている質問に入ります。

災害時の避難所としての学校の施設整備についてとところで、昨年の台風二十一号の被害の中で、水があふれるというようなときには、一階、体育館あるいは講堂だけでは無理だということです、二階に避難所を置くこというようなことがあつたということで、それについてはどのような形でバリアフリー化していくかというような御質問、ちょっと去年も触れさせていたただきましたけ

案をされていることになります、二階に上がる
といふことが難しいといふときに重い車椅子を
持つてくれとは言いにくい、こういう話もあります
ので、二階に行かなきやいけないというような
避難設置、川の近くであるとか海の近くであると
か、高さが必要な部分については、いかにして上
るのかということも想像力を働かせていただき
て、全国一律でなくともいい、必要な部分にはき
ちんと整備をしていただきたいというふうに思
います。

あと、今ちょっと空調にも触れていただきまし
たけれども、暑い地方では、夏に体育館、ここで
生活をするというのは非常に大きな体力的な負担
になります。避難所たる体育館における空調の整
備、また、いざとなつたらどうして対応するん

だというようなことを大変心配をされておるとい

うところもありますけれども、そのあたりはどうされますでしょうか。

○伊丹政府参考人 お答えいたします。
内閣府としては、市町村には、指定避難所となる施設において、平時より、あらかじめ必要な機能を整理し、設備等の整備を促しているところでございます。

また、発災後には、優先順位を考慮して、必要な機器等を整備し、暑さ対策などの生活環境の改善対策を講じるよう、避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針にも明記しており、冷房機器等に関するリースなどの費用についても、災害救助法が適用される災害であれば国庫負担の対象としております。

しそれにいたしまして、**避難所の暑さ対策**の具体的な内容は、地域の実情を踏まえ、市町村において判断されるものでございますが、内閣府としても、引き続き、関係省庁と連携して、都道府県や市町村には避難所となる施設の環境整備を推進していくよう促してまいりたいと考えております。

○森山(浩委員) 空調については恒久的にやるんじゃなくてリースの方がいいんだ、あるいは、リースの部分については何とか面倒を見られるという状況にあるということなんですが、では、マンホールトイレというのが最近普及をし始めたからります。マンホールトイレの整備状況、それから災害時の声など御紹介をいただければ、

マンホールトイレは、避難所等にあらかじめ下水管につながったマンホールを整備しておきまして、災害時に、マンホールのふたをあけて、その上に便器を設置し使用するものでございます。国土交通省といたしましては、地方公共団体によるマンホールトイレの整備に対しまして、平成十八年度から防災・安全交付金等による支援を行っておりまして、平成二十八年度末時点で、全国の約四百団体において約二万六千基が設置され

ていいふところでござります。

また、平成二十八年四月の熊本地震においては、特に熊本市内の四つの中学校で約二十基のマンホールトイレが使用されたところでもございま

滑で迅速な応急活動を支えるため、高架橋を含む橋梁の耐震対策を進めてきたところをございます。この結果、全国の緊急輸送道路につきましては、これまで、落橋・倒壊の防止対策はほぼ完了しております。

強をしつかりと進めてまいりたいと考えております。
○森山(浩)委員 物資を運ぼうとしても、橋のところ
でがたんとなつて動けないなんとうような
ことがないように、これはしつかりと計画を立て
て進めていただきたいというふうに思いま
す。

目指した耐震補強を推進しておりまして、平成二十八年度末時点では、約七七%の橋梁でこの対策が完了しているところでございます。

いう願望がまざつたような計画も散見をされると

太平洋側 東京から大阪そして四国にかけてと
いうようなところが対象となるわけなんですがけれど
ども、ここについて、今後、特にどのような形で
補強の完了を目指していくのかということで大臣
の御決意を。

の早期解消に向けて 人手減少等を踏まえて
汚水処理に関する都道府県構想の見直しを地方公

トワークの機能を確保するためには、橋梁の耐震補強が重要であります。例えば、平成二十八年に発生をいたしました熊本地震におきましても、橋梁の被災によりまして、災害復旧や救援物資の緊急輸送等に支障を及ぼすことがあります。特に、災害時のネットワークの機能をしております。特に、災害時のネットワークの機能を確保するためには、橋梁の耐震補強が重要であります。

水産省、環境省と連携をいたしまして、全ての都

このため、特に大規模地震の発生確率が高い地域におきましては、高速道路と直轄国道の橋梁につきまして、二〇一二年度までに完了することを目標に耐震補強を行っているところであります。また、それ以外の地域につきましても、高速道路と直轄国道の橋梁につきましては、二〇一六年度までに完了することを目標に耐震補強を行なうこととしております。

引き続き、関係機関とも連携をしながら、大規模地震に備え、目標の達成に向けて必要な耐震補

の污水处理施設との適切な役割分担のもと、効率的な下水道施設の整備、運営が行われるよう、引き続き地方公共団体を支援してまいりたいと考えているところでございます。

○森山(浩)委員 地方公共団体が工夫をしていく中で、広域化も含めて削減というものもできていくというようなお話を聞いています。特に、管路更新をしていくという部分についても、どおり全部入れかえるということではなくて、その場その場で非常に大事な部分だけを入れかえていくというようなお話を聞いています。

海外で、民営化するとかあるいはコンセッションをするというようなときに、民間にどんどん委託をしていった場合に、今の人口を前提として過大な投資になるというようなおそれ、あるいは、そういう事例などもあるというふうにお聞きをしています。

こういった形で節約していく中で、より身近なものをきちんと維持していくという意味での下水の管理、このノウハウを継承する仕組みが大事だと思います。

○山田政府参考人 お答えいたします。

今後、我が国の人口の本格的な減少が見込まれる中、下水道事業の一層の効率化を図り、持続可能性を確保するためには、民間の活力やノウハウを活用した官民連携事業の推進が重要です。

しかしながら、官民連携事業の場合でも、最終的な責任は地方公共団体が負うことになります。

したがいまして、官民連携事業におきましては、適切なチエック体制が必要であり、ストックマネジメントを含めて、地方公共団体内の技術力の継承が重要だと考えております。

国土交通省といったしましては、ストックマネジメント計画の策定等に向けまして技術的、財政的支援を行なうなど、地方公共団体の技術力確保に対して支援してまいりたいと考えているところでございます。

○森山(浩)委員 いや、官民連携が重要というこ

とではなくて、自治体がちゃんとやつたら節約できるだろうというような部分で、このノウハウの継承、民間のノウハウじやありませんよ、自治体が持っているノウハウの継承をきちんとやっていくというのが重要であるということで、民間に作業をやつしていただくのは結構だ。しかし、計画も含めてどんどん渡してしまうようなことをやると、民間が自分たちで、お金を生むために大きな工事、必要以上の工事をやつしてしまう可能性といふんです。

○山田政府参考人 施設の改築におけるような財政的に支援を行つてまいりたいと考えているところでございます。

○森山(浩)委員 そういうことで、民間に任せるというときに、作業を任せると計画を任せるのは違つたんだということで、大臣、そのような方向でよろしいですか。

○石井国務大臣 そのような方向であります。

○森山(浩)委員 あと、下水は熱やエネルギーが出てくるというところでありますし、汚泥の部分も含めてきちんと活用をするということが大事であります。

○森山(浩)委員 ODAの中でも、水道は欲しいけれども下水道は要らぬよというような話になつて、現地からちゃんと下水道は必要だねと言つてもらえるためには、このような汚泥であるとか熱の利用などを

ます。

○西村委員長 次に、新谷正義君。

○新谷委員 自民党の新谷正義でございます。

本日は、質問の機会をいただきましてまことにありがとうございます。

本日は一般質疑でお時間をいたしまして、これまで、厚生労働分野と国土交通分野で省庁横断的な課題となつてある件なども含めて質問をさせていただきたいと考えております。

私は、自民党におきましては、これまで、厚生労働副会長、国土交通副部会長ともに拝命してきておりましたが、昨年来、少なからず社会保険に関する問合せをいただいているところでございます。

建設業におきましては、中長期的な人手不足が叫ばれて久しくなつておるところでございますが、一方で、作業される方の福祉の向上も課題となつてきているところでございます。

国土交通省におかれましては、建設業における社会保険加入促進の取組を進めてこられておりることは承知をいたしておりますが、策定されている下請指導ガイドライン、これにおきまして、平成二十九年度以降においては、適切な保険に加入しないなければ現場入場を認めない、こういった記載がございまして、この適切な保険という言葉の定義が少々わかりづらくて、これに関して、昨年出来、相談を受けることが少なからずございます。

適用除外承認を受けた国民健康保険組合、これは、つまりは、ここで言う適切な保険であるにもかかわらず、そうでないかのような誤解がされていることが非常に多いように見受けられます。

現在、社会保険に未加入の企業には建設業の許可などを認めない方向で建設業法の改正が検討されています。そのことと関連しまして、実際、現場からは非常に不安が出てきているように思われます。

今後、建設業界あるいは指導側の全員にまで非常に不安が出てきています。

そこで、この適切な保険、この言葉の内容に関して周知徹底をしていくことが極めて重要であると考えます。

○田村(計)政府参考人 お答えいたします。

○西村委員長 国土交通省では、建設業における社会保険の加

入促進に取り組んでまいりつてあるところでございます。その取組の一環といたしまして、先ほど御紹介ございましたが、平成二十四年に社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインを策定し、このガイドラインの中で、適切な保険に加入していることが確認できない作業員については、特段の理由がない限り元請は現場入場を認めないと取扱いをすべきとしております。

今御指摘のありましたように、この適切な保険につきましては、理解が徹底されていないという指摘も多くあつたことから、国土交通省といたしまして、これまで、建設業団体、建設企業、地方公共団体に対して周知徹底を図つてあるところが、一方で、作業される方の福祉の向上も課題となつてきているところでございます。

国土交通省におかれましては、建設業における社会保険をフローチャート形式で確認ができるようリーフレットを作成いたしました。このリーフレットにおきまして、個々の労働者ごとに、その勤務している事業所の形態や年齢等に応じまして加入すべき社会保険の確認ができるようになっております。

さらに、本年一月には、一層の周知徹底を図るため、全国社会保険労務士会連合会と連携をいたしまして、適切な保険ということで、加入すべき社会保険をフローチャート形式で確認ができるようリーフレットを作成いたしました。このリーフレットにおきまして、個々の労働者ごとに、その勤務している事業所の形態や年齢等に応じまして加入すべき社会保険の確認ができるようになつております。

今後とも、こういったものを使いながら、さまざまな機会を捉えて、ガイドラインにおける適切な保険につきまして周知徹底に努めてまいります。

○新谷委員 ありがとうございます。

次に、医療と道路行政を絡めて質問させていた

私の地元は、広島県のちょうど中央に位置する地域にございまして、賀茂郡、安芸郡、安芸地域と呼ばれるところでございまして、更に古くは、安芸の国と呼ばれていたところでございます。私はこの山と瀬戸内海に囲まれた地域で生まれ育ちました。広島県に限らず中国地方全般に言えることでございますが、山に囲まれた限られた盆地や平野部に人や施設や農地が集中しているという特徴がございます。

そのような特徴から、交通網の整備がこれまで少々おくれてきましたが、山に囲まれた盆地や平野部に人や施設や農地が集中しているという特徴がございます。

道路の整備は、産業活性化の要素だけではなくて、医療の現場、あるいは、災害発生時においては命をつなぐ道路となるところでございます。

脳卒中という疾患がございます。脳卒中は日本人が寝つきりになる原因の第一位でございますが、その中でも脳梗塞は、初期に正しい診断がされて正しい治療が行われれば、実は大幅に後遺症が軽くなる場合がございます。脳梗塞は、多くが血栓という血の塊が、これが血管に詰まることで起こりますが、実は、tPAという薬がございまして、これを早い段階で使えれば、血栓を溶かして脳の血のめぐりを大幅に改善しまして、後遺症も大きく改善できる場合がございます。

ただ、この薬を使うには、脳梗塞発症から二時間以内に、さらには、この薬を使える態勢にある病院を受診する必要がございます。まさにこの場合、時間との勝負となるところでございます。また、心筋梗塞の場合も同じようなことがござります。

こういった病気の後遺症が重いか軽いか、これは、患者本人からすれば当然大問題でございますが、本人のみならず、本人周辺のある人は国や自治体の社会経済上の負担も大きく変わってくるところでございます。まさに命をつなぐ道路といふ観点からも、高度な救急医療、特に三次救急の

観点からも、道路の整備を進めていく必要があるかと思います。

中国地方の道路網の整備の現状に關しまして、どうぞお伺いしたいと存じます。

○石川政府参考人 お答えいたします。

道路の果たす役割は、地域経済の活性化、安

全、安心の確保、防災対応の改善など多岐にわ

たっておりまして、道路整備に当たりましては、

交通への影響及び住民生活や地域経済等の社会全

ての影響を考慮して事業化を行つてきていると

ころでございます。

委員御指摘の救急医療の観点につきましても、

道路整備に当たつての重要な視点の一つであると

認識をしております。

現在、中国地方におきましては、山陰地方を縦

貫する山陰道などの広域ネットワークの整備や、

広島市等の地域の渋滞緩和等を図るための国道二

号のバイパス整備などを進めているところでござ

いますが、救急医療の観点から申し上げれば、例

えば、山陰道の一部を構成いたします国道九号浜

田・三隅道路の開通によりまして、三次救急医療

機関であります浜田医療センターへの搬送時間が

短縮するなどの効果が發揮されているところでござ

ります。

他方、企業立地、観光交流の促進や、リダンダ

ンシーの確保による災害時の機能強化などの多様

なストック効果が發揮され、我が国の国際競争力

の強化や地域の活性化に寄与することから、今後

とも、重点化や効率化を図りつつ、必要な道路

ネットワークの整備を着実に進めてまいります。

○新谷委員 ありがとうございます。

物流効率化の観点、救急医療の観点からも、需

要に応じて、より高速道路のアクセス性を高めて

いく必要があると考えております。

しかししながら、我が国の高速道路におけるイン

ターチェンジの間隔は、諸外国と比べてもかなり

広くなっています。アメリカは五キロ、ドイツ

は七キロ、イギリスは約四キロとなっているところ

でございますが、我が国は平均約十キロとなつております。距離で見ると利便性が低くなつて

いる現状でございます。

そのような中、また、財源、人員が限られる場合でも、ETCに限定することで簡易な料金所の設置で済む、スマートインターチェンジを用いた

整備が近年行われているところでございます。

このスマートインターチェンジの整備によりま

して、移動時間のさらなる短縮化が図られまし

て、ドライバー不足が言われてきている物流における効率化、観光の促進、救急医療体制の充実に貢献することが期待されているところでございま

す。

現在の我が国におけるスマートインターチェンジの整備状況につきまして、国土省にお伺いした

いと存じます。

○石川政府参考人 お答えいたします。

我が国は高速道路のインターチェンジ間隔は、

委員御指摘のとおり、平均約十キロメートルでござ

ります。

このため、我が国は平地部でのインターチェンジ間隔を欧米並みの約五キロとすることを念頭

に、スマートインターチェンジの整備を進めています。

スマートインターチェンジの整備は、平成十六

年度に社会実験として始まり、平成十八年度より

全国で本格展開しているところでございます。現

在、全国におきまして、百十カ所が開通済みでござ

ります。

ちなみに、広島県内では四カ所が事業中です。

新谷委員 ありがとうございます。

中国地方における物流のかなめでござります山

陽自動車道でございますが、私の地元である東広

島市を東西に横断する幹線道路としましてこれま

で機能してきました。

東広島市は、地域によって非常に人口が集中し

ております。インフラ整備が今なお大きな課題となつてきているところでございます。

現在、東広島市内の山陽自動車道路のインターチェンジは、河内、高屋、西条、志和の四カ所に

設置されておりますが、西条インターチェンジか

ら志和インターインターチェンジにかけての間は十一キロメートルと長くなつております。その中間地点となる八本松地区にはインターインターチェンジが今まで設置をされておりません。

この八本松地区周辺では、複数の産業団地や大型の工場の立地が進むなど、人口が非常に増加してきておりまして、産業や医療など、あらゆる面から交通アクセスの向上が強く求められているところでございます。地域からも、インターチェンジ設置に関しましては年々切望する声が大きくなつてきております。

○石川政府参考人 お答えいたします。

東広島市におけますスマートインターチェンジの構想でござりますが、山陽自動車道につきましては、本線の交通量が一日当たり約四万八千台、隣接いたします志和インターインターチェンジから西条インターチェンジの間隔は約十一キロメートル、志和インターチェンジの出入り交通量が一日当たり約一万八千台、西条インターチェンジの出入り交通量は一日当たり約九千台という交通状況でございます。

また、周辺には工業団地などの集積もあり、インターチェンジの間隔や交通状況、周辺状況に鑑みれば、インターチェンジの追加設置を検討し得る場所であると考えられます。

一方で、東広島市が中心となつて、国と高速道路会社が協力し、インターチェンジのおおむねの位置や構造、整備に要するおおむねの費用などの検討をしてきているところでございますが、高速道路本線に直結させる構造のため、その整備費用が多額となることが課題となつております。

国土交通省いたしましては、検討主体であります東広島市に対し、引き続き必要な協力を行つてまいりたいと考えております。

○新谷委員 ありがとうございます。

地元における合意形成をしっかりといただきなが

ら、私も、スマートインターチェンジ設置に向けてしっかりと八本松地域の皆様と連携をしてまいりたい、そのように考えておるところでございます。

それでは、スマートインターチェンジ、非常に有効なものであると考えておりますけれども、全般的なスマートインターチェンジ普及に向けまして、あきもと副大臣から決意をお伺いしたいと存じます。

○あきもと副大臣 スマートインターチェンジの整備は、既存の高速道路の有効活用や地域活性化を図る上で、大変重要な施策であると認識をいたしております。

具体的な効果として、交通渋滞を回避して高速道路へのアクセス可能、商業施設や工業の立地による雇用の創出、高次医療機関への搬送時間の短縮、アクセス向上による観光施設への入り込み客の増加など、さまざまな効果が確認をされているところでございます。

この整備は、先ほど答弁させていただきましたように、地方公共団体、高速道路会社及び国等が適切な役割分担のもと進めていくものであります。

○石川政府参考人 お答えいたします。

国道二号東広島バイパス及び安芸バイパスにつきましては、東広島市と広島市内の交通混雑の緩和と交通安全の確保を目的とした延長約十七・三キロメートルの道路でございます。

これまでに一般部を含め全体の約五割が開通しておりますけれども、残る未開通区間であります八本松インターチェンジ・瀬野西インターチェンジにつきましては、一部用地が未買収となつておりますけれども、法律に基づき收用の手続を着実に進めつつ、工事推進に努めているところでございま

す。

次に、一般国道二号線東広島・安芸バイパスについて質問をさせていただきます。時間がちょっと来ておりますので簡潔に質問したいと思います。

○赤羽委員 公明黨の赤羽一嘉でございます。

まず本日、質問に入る前に、先日、四月六日の当委員会で日本共産黨の宮本岳志委員が、神戸市議会の未来都市創造に関する特別委員会の議事録の一部を配付資料とされまして御発言されたことについて一言申し上げておきたいと思います。

この議事録というのは、実は全部で六十一ページある議事録で、この当該議員の発言自体も六ページにわたる発言でございましたが、その一

ページを取り出しての御発言でございました。宮本委員は、この配付資料をされて、神戸三宮駅前開発は「住民を置き去りにしたままの拙速な大規模開発」であると断じて、「三宮の再整備は、今の市長になつてからトップダウンでやられていく。何でこんな絵が出てくるんですか」と聞いて

も、当局も答えられない。一体全市長は何をここでやろうとしていて、誰の言うことを聞いてやつてんねんと、市議から厳しい指摘が出ています。」と御発言され、配付した議事録を示しながら、神戸市議会の同特別委員会で発言した市議の名前と肩書きを公表されました。

私は、この宮本委員の発言を受けまして当該神戸市会議員に確認をいたしました。以下のとおりの回答がございました。同議員の名誉に係ることでございますので、引用させていただきたいと思います。

○新谷委員 ありがとうございます。

引き続き、必要な支援を行ながら、地方公共団体や高速道路会社と連携し、スマートインターチェンジの整備を進めてまいりたいと思ひます。ぜひ強力に推進していくだけれど存じます。

引き続き、地元の皆様方の協力を得ながら、早期完成を目指して努力してまいります。

○新谷委員 ありがとうございました。ぜひ強力に整備を促進していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○西村委員長 次に、赤羽一嘉君。

まず本日、質問に入る前に、先日、四月六日の当委員会で日本共産黨の宮本岳志委員が、神戸市議会の未来都市創造に関する特別委員会の議事録の一部を配付資料とされまして御発言されたことについて一言申し上げておきたいと思います。

この議事録というのは、実は全部で六十一ページある議事録で、この当該議員の発言自体も六ページにわたる発言でございましたが、その一

ページを取り出しての御発言でございました。宮本委員は、この配付資料をされて、神戸三宮駅前開発は「住民を置き去りにしたままの拙速な大規模開発」であると断じて、「三宮の再整備は、今の市長になつてからトップダウンでやられていく。何でこんな絵が出てくるんですか」と聞いて

も、当局も答えられない。一体全市長は何をここでやろうとしていて、誰の言うことを聞いてやつてんねんと、市議から厳しい指摘が出ています。」と御発言され、配付した議事録を示しながら、神戸市議会の同特別委員会で発言した市議の名前と肩書きを公表されました。

私は、この宮本委員の発言を受けまして当該神戸市会議員に確認をいたしました。以下のとおりの回答がございました。同議員の名誉に係ることでございますので、引用させていただきたいと思います。

○新谷委員 ありがとうございます。

引き続き、必要な支援を行ながら、地方公共団体や高速道路会社と連携し、スマートインターチェンジの整備を進めてまいりたいと思ひます。ぜひ強力に推進していくだけれど存じます。

三、久元市長の行政計画のつくり方は、行政内部で練り上げるのではなく、最初から市長の思いを市民に示し、市民の意見を聞きながらつくり上げる民主的な手法である。

四、しかし、従来にはないやり方なので、議会からすれば、議会の意見を聞かず勝手にやっていくようになれば、誤解されるおそれが多くあることを申し上げており、当局として、その旨を議会に説明すべきであると申し上げている。

五、そもそも、立地適正化計画の話は、この当時の特別委員会では、私はもとより、共産党市議も触れておらず、そのような議論は一切なかつた。

六、要は、計画の中身の話ではなく、行政計画のつくり方についての話であり、国会議員たるもののが、私の発言内容を真反対にねじ曲げて質問に引用したことは、甚だ許しがたい行為であるとうものでございました。

つまり、共産党の宮本岳志委員の質問は、発言趣旨を切り文で引用し、あたかも同市会議員が立地適正化計画に異を唱えているかのように、誤った前提で国土交通大臣に答弁を迫つたものでござります。

このやり方は、私は、言論の府である国会の威信を甚だしく傷つけるものでありますし、また、国会にて地方議会の議事録の一部を配付し、真意と異なる質問をするという手法がまかり通るならば、全国の地方議会における地方議員の発言の自由を制約するおそれもあると指摘しておきたい、こう思うのでございます。

理事会でも申し上げましたが、宮本議員に発言の訂正並びに謝罪を求めていたいと思いますので、委員長、よろしくお取り計らい願いたいと思います。

○西村委員長 理事会で協議いたします。

○赤羽委員 それでは本論に入らせていただきます。たいと思いますが、まず一つは、トラック運送の運賃、料金の収受ルール、これが昨年十一月四日から変更いたしました。標準貨物自動車運送約款

等の改正でござります。そして、そのフォローアップについて、先日、国土交通省から御説明をいただいたところでござります。

このお手元に配らせていただいている一枚紙の表裏でございますが、一つは、コスト負担の適正化に関する取組状況がどうなつてあるかという点でございまして、この標準貨物自動車運送約款の改正では、積込・取卸料と待機時間料、附帯作業料が発生する場合は、取引代金に反映しているか、発注者の立場で回答してもらう、受注者の立場で回答してもらう。

こうした中で、その下にそれぞれの数値が出ておりますが、それと、裏面には、契約書面化推進に関する取組事項についてどうか。契約書面の締結について、下請運送事業者との取引、また、荷主との取引でそれぞれ書面化がされているかどうかということのフォローアップの報告でございますが、この二つの結果ともおおむね締結しているということは、契約書面については極めて限られておりまし、コストの負担の適正化に関しては、現実には全く現場では実行されていないとうございます。

これは、昨年十一月四日という時期から変更したということで、年度途中なこともあって、この契約の形態になかなか反映しづらかったというような事情もあるのかとも思いますが、この点についてどう分析をされ、どう改善をしていくかと考えられているのか。まず国土交通省から伺いたいと思います。

○奥田政府参考人 お答え申し上げます。

全日本トラック協会では、昨年三月に策定をいたしましたトラック運送業の適正取引推進のための自主行動計画につきまして、その計画の取組事業者となつている大手運送事業者二十社に対しまして調査を行い、先月二十九日にフォローアップ結果を取りまとめております。

先生からも資料配付いただいたところでありますけれども、御指摘の一点目の待機時間料などの取引代金への反映につきましては、調査結果で

は、「コスト負担の適正化に関する取組事項」のうち、積込・取卸料、待機時間料、附帯作業料が発生する場合の取引代金への反映につきましては、他のトラック事業者へ依頼する発注者としての立場、また、荷主から運送を受託する受注者としての立場、いずれの立場においても、「あまり反映できない」との回答が四〇から七〇%となつております。

待機時間料などの取引代金への反映につきましては、他のトラック事業者へ依頼する発注者として改善を図つてもらつとともに、取引代金への反映が進むよう荷主の理解が得られることが重要な課題であるというように考えております。

国交省といたしましては、サービスに見合つた対価を收受できる環境を整えるため、運送の対価であります運賃と運送以外の役務の対価であります料金の範囲を明確化いたしまして、別建てで收受できる環境を整備すること等を内容とした約款改正を昨年十一月に行つたところでありますけれども、改正の趣旨について理解が進むよう、発注者としての運送事業者及び荷主の両方に対して、周知徹底を図つてまいりたいというふうに考えております。

また、累次にわたり先生から御指摘をいただいているとおり、ます荷主対策ですけれども、経産省、農水省とともに、関係する荷主団体、企業等に協力依頼、改正概要リーフレットの送付でありますとか、運輸局におきまして幅広く荷主団体、企業に対し説明、協力を要請するなどの取組を行つておりますけれども、関係省庁と連携して、幅広く理解が進むよう、繰り返し説明、要請を続けてまいりたいというふうに考えております。

済みません、長くなりまして、御指摘の二点目であります。

「契約書面化推進に関する取組事項」ですけれども、荷主から運送を受託する受注者の立場では、「概ね締結している」三五%、一部という回答が六〇%という状況でございます。

国交省では、契約の書面化を推進すべく、書面

により共有する必要最小限の事項でありますとか書面契約のモデル様式を定めたトラック運送業における書面化推進ガイドラインを平成二十六年に策定いたしまして、標準運送約款の改正の趣旨を反映して改訂を行いました。

このガイドラインにつきましては、昨年の改訂を行つた際に、トラック事業者の周知に加えまして、経産省の協力を得まして、荷主団体、企業に対してもその旨の周知を図りました。

契約書面化を進める上で荷主の理解が重要な要素となるものでございますので、荷主関係省庁と連携して、荷主へのさらなる周知を図つてまいりたいというふうに考えております。

○赤羽委員 きょうは、経済産業委員会が開催中の大変お忙しい中、大串経済産業大臣政務官からも御出席をいただいております。

これ、なかなか荷主が言うことを聞かないんです。私も経済産業副大臣のときに経団連に申入れに国土交通副大臣とともに行つたりしておりますが、なかなか徹底されない。しかし、今の働き方改革とか今の運送事業界における人手不足、これが成り立たなくなると、物流が成り立たなくなると日本の経済もどうしようもなくなってしまう。これはもう本当に、本気になつて何とかしなければいけない。

せつかく約款を変えても徹底されないと、ことになるとまたずるずるいく可能性があるので、ぜひ経済産業省の強いリーダーシップが必要でございまので、細かいことは結構なので、大串政務官の決意をお願いしたいと思います。

○大串大臣政務官 トラック運送事業における適正取引の推進に当たつては、運送事業者と製造業、流通業等の荷主が連携し、コスト負担の適正化や運賃・料金の決定方法の適正化に取り組むことが不可欠でございます。

こうした適正化の推進の実現に向けては、先ほどお話ししました、昨年十一月の標準貨物自動車運送約款等の改正や、当該約款の改正を受けたトラック運送業における書面化推進ガイドライン

の改訂の周知が重要であり、経済産業省といたしましても、国土交通省と連携をして、荷主企業、団体に対して、長期荷待ち時間等、取引慣行上の課題の解決に向けた取組への協力依頼及びリーフレットの送付等を行つてあるところではあります。

しかし、より一層荷主等の理解を得ることが、今後の課題といたします。今回のフォローアップの調査結果を踏まえまして、経済産業省といたしましては、これまでの取組に加えまして、経営層の直接の周知、協力依頼を行い、トラック運送業における適正取引の推進に向けてしっかりと取り組んでまいります。

○赤羽委員 十一月四日からもう既に五ヶ月間たっています。五ヶ月たつてもこの数字だということですが、その現実を直視して、ぜひ政府を挙げて取組を進めていただきたいと強く申入れをしたいと思います。

政務官、もしよろしければ結構でございます。次に、ライドシェアについて質問させていただきたいと思います。

これまで、このライドシェアについて、国会では与野党を超えてさまざまな質問がされました。国土交通省からは、ライドシェアは、運行管理や車両整備などについて責任を負う主体を置かないままに自家用車のドライバーのみが運送責任を負う形態を前提としており、このような形態の旅客運送を有償で行うことは、安全の確保、利用者の保護等の観点から問題があり、極めて慎重な検討が必要である、こう明快に答弁をされてきているところでございます。

しかし、にもかかわらず政府の規制改革推進会議では、「チャレンジを阻む岩盤規制を打ち破る」ということで、「インバウンド支援、オリ・パラ成功への規制改革」という項目で、「利用者ニーズに応える新たなタクシー等の移送サービス実現」としてライドシェアが取り沙汰をされているところでございます。

私、全国ハイヤー・タクシー業界の皆さんに、当

初から、業界で自助努力をしないところでした話が出でくるということを盛んに申し上げ、それに対

しては、深夜になるとタクシーが来ない地域もあるなどの指摘もございました。

規制改革会議では、これらの指摘を踏まえて、して全国ハイヤー・タクシー業界は、この間、ユーバーサルタクシーの導入、また、GPS機能を活用したスマホ配車アプリ、また、初乗り料金の引下げ、観光案内タクシー、妊娠応援タクシー、育児支援タクシー、そして、外國語対応やキャッシュレス対応、乗り合いタクシー等々、目覚ましい努力がされている。

私は大変評価をしているところでございますが、規制改革推進会議で、利用者ニーズに応えていない点というの具体的に何を指しているのか、ということが一つと、この規制改革推進会議で、やはり当然、全国ハイヤー・タクシー業界の代表を呼んで実情を聞くべきだ。そうした機会をまだ持たれていないというふうに承知をしておりますが、その点について二点、回答をいただきたいと思います。

○窪田政府参考人 お答えいたします。

今期の規制改革推進会議におきまして、利用者ニーズに応える新たなタクシー等の移送サービスの実現に関する議論につきましては、自家用車の運転者個人が自家用車を用いて他人を有償で運送するサービスにおいて、スマートフォンのアプリ等を仲介するいわゆるライドシェアを検討しているのではございませんで、私どもの要望受付の窓口である規制改革ホットラインにタクシー事業者の方から寄せられた提案をもとに議論が行われてございます。

○西村委員長 次に、松原仁君。

○松原委員 希望の党の松原仁であります。

まず、前回、昨年の五月二十四日に、航空機からの落下物はどういうふうになつているかということを質問いたしました。その後、この落下物の問題というのは特に、我が地元の羽田空港の低空飛行ということが航路変更に伴つて発生をす

ることは、非常に心配であります。そういう落下物が、例え通行人にこの落下したもののがぶつかれども、今、回答にありましたそのタクシー会社の提案に対する議論が行なわれましたが、そのタクシー会社の提案自体、私は大変ネガティブに捉えていますし、それについて全国ハイヤー・タクシー連合会としても大変否定的に見ています。あたかもその一社の意見が業界の代表という捉え方は間違いだということをはつきりと申し上げて、私の質問を終わりにします。

以上です。

○西村委員長 次に、松原仁君。

○松原委員 希望の党の松原仁であります。

まず、前回、昨年の五月二十四日に、航空機からの落下物はどういうふうになつているかということを質問いたしました。その後、この落下物の問題というのは特に、我が地元の羽田空港の低空飛行ということが航路変更に伴つて発生をす

ることを、私は敏感になつておりますし、そ

の巨大な飛行機の腹が威圧感にも似たものを与え

るということは事実であります。

こうした中で、実際、この落下物というものが、

対して大変に私も敏感になつております。昨年の質問以来、落下物はどのような状況なのか、落

下物があつたかなかつたか、このことをお答えい

ただきたいと思います。

○蝦名政府参考人 お答え申し上げます。

議員から前回御質問のございました昨年五月二十四日以降、国土交通省としては、三件の、固定翼の民間航空機からの落下物を確認しております。

それから、業界の代表ということでございます。

が、本年一月十八日の会議におきまして国土交通省よりヒアリングを行い、その際、ユニバーサルタクシーの導入その他、タクシーサービスの向上の各種取組について説明を受けてございます。

業界の代表から直接各種取組の説明を伺う機会については現時点では設けられてございませんが、委員の御指摘については、規制改革会議の委員にしっかりと伝えたいたいと思います。

○赤羽委員 時間が参りましたのでもうやめますけれども、今、回答にありましたそのタクシー会社の提案に対する議論が行なわれましたが、その点について二点、回答をいただきたいと思います。

○窪田政府参考人 お答えいたします。

今期の規制改革推進会議におきまして、利用者ニーズに応える新たなタクシー等の移送サービスの実現に関する議論につきましては、自家用車の運転者個人が自家用車を用いて他人を有償で運送するサービスにおいて、スマートフォンのアプリ等を仲介するいわゆるライドシェアを検討しているのではございませんで、私どもの要望受付の窓口である規制改革ホットラインにタクシー事業者の方から寄せられた提案をもとに議論が行われてございます。

その上で、お尋ねの二一〇の点について申し上げますと、まず、タクシー事業者からの提案においてある規制改革ホットラインにタクシー事業者の方から寄せられた提案をもとに議論が行われてございます。

そこで、お尋ねの二一〇の点について申し上げます。

○西村委員長 次に、松原仁君。

○松原委員 希望の党の松原仁であります。

まず、前回、昨年の五月二十四日に、航空機からの落下物はどういうふうになつているかということを質問いたしました。その後、この落下物の問題というのは特に、我が地元の羽田空港の低空飛行ということが航路変更に伴つて発生をす

ることを、私は敏感になつておりますし、そ

の巨大な飛行機の腹が威圧感にも似たものを与え

るということは事実であります。

こうした中で、実際、この落下物というものが、

対して大変に私も敏感になつております。昨年の質問以来、落下物はどのような状況なのか、落

下物があつたかなかつたか、このことをお答えい

ただきたいと思います。

○蝦名政府参考人 お答え申し上げます。

議員から前回御質問のございました昨年五月二十四日以降、国土交通省としては、三件の、固定翼の民間航空機からの落下物を確認しております。

それから、業界の代表ということでございます。

が、本年一月十八日の会議におきまして国土交通省よりヒアリングを行い、その際、ユニバーサルタクシーの導入その他、タクシーサービスの向上の各種取組について説明を受けてございます。

業界の代表から直接各種取組の説明を伺う機会については現時点では設けられてございませんが、委員の御指摘については、規制改革会議の委員にしっかりと伝えたいたいと思います。

○赤羽委員 時間が参りましたのでもうやめますけれども、今、回答にありましたそのタクシー会社の提案に対する議論が行なわれましたが、その点について二点、回答をいただきたいと思います。

○窪田政府参考人 お答えいたします。

今期の規制改革推進会議におきまして、利用者ニーズに応える新たなタクシー等の移送サービスの実現に関する議論につきましては、自家用車の運転者個人が自家用車を用いて他人を有償で運送するサービスにおいて、スマートフォンのアプリ等を仲介するいわゆるライドシェアを検討しているのではございませんで、私どもの要望受付の窓口である規制改革ホットラインにタクシー事業者の方から寄せられた提案をもとに議論が行われてございます。

その上で、お尋ねの二一〇の点について申し上げますと、まず、タクシー事業者からの提案においてある規制改革ホットラインにタクシー事業者の方から寄せられた提案をもとに議論が行われてございます。

そこで、お尋ねの二一〇の点について申し上げます。

○西村委員長 次に、松原仁君。

○松原委員 希望の党の松原仁であります。

まず、前回、昨年の五月二十四日に、航空機からの落下物はどういうふうになつているかということを質問いたしました。その後、この落下物の問題というのは特に、我が地元の羽田空港の低空飛行

ということが航路変更に伴つて発生をす

ることを、私は敏感になつておりますし、そ

の巨大な飛行機の腹が威圧感にも似たものを与え

るということは事実であります。

こうした中で、実際、この落下物というものが、

対して大変に私も敏感になつております。昨年の質問以来、落下物はどのような状況なのか、落

下物があつたかなかつたか、このことをお答えい

ただきたいと思います。

○蝦名政府参考人 お答え申し上げます。

議員から前回御質問のございました昨年五月二十四日以降、国土交通省としては、三件の、固定翼の民間航空機からの落下物を確認しております。

それから、業界の代表ということでございます。

が、本年一月十八日の会議におきまして国土交通省よりヒアリングを行い、その際、ユニバーサルタクシーの導入その他、タクシーサービスの向上の各種取組について説明を受けてございます。

業界の代表から直接各種取組の説明を伺う機会については現時点では設けられてございませんが、委員の御指摘については、規制改革会議の委員にしっかりと伝えたいたいと思います。

○赤羽委員 時間が参りましたのでもうやめますけれども、今、回答にありましたそのタクシー会社の提案に対する議論が行なわれましたが、その点について二点、回答をいただきたいと思います。

○窪田政府参考人 お答えいたします。

今期の規制改革推進会議におきまして、利用者ニーズに応える新たなタクシー等の移送サービスの実現に関する議論につきましては、自家用車の運転者個人が自家用車を用いて他人を有償で運送するサービスにおいて、スマートフォンのアプリ等を仲介するいわゆるライドシェアを検討しているのではございませんで、私どもの要望受付の窓口である規制改革ホットラインにタクシー事業者の方から寄せられた提案をもとに議論が行われてございます。

その上で、お尋ねの二一〇の点について申し上げますと、まず、タクシー事業者からの提案においてある規制改革ホットラインにタクシー事業者の方から寄せられた提案をもとに議論が行われてございます。

そこで、お尋ねの二一〇の点について申し上げます。

○西村委員長 次に、松原仁君。

○松原委員 希望の党の松原仁であります。

まず、前回、昨年の五月二十四日に、航空機からの落下物はどういうふうになつているかということを質問いたしました。その後、この落下物の問題というのは特に、我が地元の羽田空港の低空飛行

ということが航路変更に伴つて発生をす

ることを、私は敏感になつておりますし、そ

の巨大な飛行機の腹が威圧感にも似たものを与え

るということは事実であります。

こうした中で、実際、この落下物というものが、

対して大変に私も敏感になつております。昨年の質問以来、落下物はどのような状況なのか、落

下物があつたかなかつたか、このことをお答えい

ただきたいと思います。

○蝦名政府参考人 お答え申し上げます。

議員から前回御質問のございました昨年五月二十四日以降、国土交通省としては、三件の、固定翼の民間航空機からの落下物を確認しております。

それから、業界の代表ということでございます。

が、本年一月十八日の会議におきまして国土交通省よりヒアリングを行い、その際、ユニバーサルタクシーの導入その他、タクシーサービスの向上の各種取組について説明を受けてございます。

業界の代表から直接各種取組の説明を伺う機会については現時点では設けられてございませんが、委員の御指摘については、規制改革会議の委員にしっかりと伝えたいたいと思います。

○赤羽委員 時間が参りましたのでもうやめますけれども、今、回答にありましたそのタクシー会社の提案に対する議論が行なわれましたが、その点について二点、回答をいただきたいと思います。

○窪田政府参考人 お答えいたします。

今期の規制改革推進会議におきまして、利用者ニーズに応える新たなタクシー等の移送サービスの実現に関する議論につきましては、自家用車の運転者個人が自家用車を用いて他人を有償で運送するサービスにおいて、スマートフォンのアプリ等を仲介するいわゆるライドシェアを検討しているのではございませんで、私どもの要望受付の窓口である規制改革ホットラインにタクシー事業者の方から寄せられた提案をもとに議論が行われてございます。

その上で、お尋ねの二一〇の点について申し上げますと、まず、タクシー事業者からの提案においてある規制改革ホットラインにタクシー事業者の方から寄せられた提案をもとに議論が行われてございます。

そこで、お尋ねの二一〇の点について申し上げます。

○西村委員長 次に、松原仁君。

○松原委員 希望の党の松原仁であります。

まず、前回、昨年の五月二十四日に、航空機からの落下物はどういうふうになつているかということを質問いたしました。その後、この落下物の問題というのは特に、我が地元の羽田空港の低空飛行

ということが航路変更に伴つて発生をす

ることを、私は敏感になつておりますし、そ

の巨大な飛行機の腹が威圧感にも似たものを与え

るということは事実であります。

こうした中で、実際、この落下物というものが、

対して大変に私も敏感になつております。昨年の質問以来、落下物はどのような状況なのか、落

下物があつたかなかつたか、このことをお答えい

ただきたいと思います。

○蝦名政府参考人 お答え申し上げます。

議員から前回御質問のございました昨年五月二十四日以降、国土交通省としては、三件の、固定翼の民間航空機からの落下物を確認しております。

それから、業界の代表ということでございます。

が、本年一月十八日の会議におきまして国土交通省よりヒアリングを行い、その際、ユニバーサルタクシーの導入その他、タクシーサービスの向上の各種取組について説明を受けてございます。

業界の代表から直接各種取組の説明を伺う機会については現時点では設けられてございませんが、委員の御指摘については、規制改革会議の委員にしっかりと伝えたいたいと思います。

○赤羽委員 時間が参りましたのでもうやめますけれども、今、回答にありましたそのタクシー会社の提案に対する議論が行なわれましたが、その点について二点、回答をいただきたいと思います。

○窪田政府参考人 お答えいたします。

今期の規制改革推進会議におきまして、利用者ニーズに応える新たなタクシー等の移送サービスの実現に関する議論につきましては、自家用車の運転者個人が自家用車を用いて他人を有償で運送するサービスにおいて、スマートフォンのアプリ等を仲介するいわゆるライドシェアを検討しているのではございませんで、私どもの要望受付の窓口である規制改革ホットラインにタクシー事業者の方から寄せられた提案をもとに議論が行われてございます。

その上で、お尋ねの二一〇の点について申し上げますと、まず、タクシー事業者からの提案においてある規制改革ホットラインにタクシー事業者の方から寄せられた提案をもとに議論が行われてございます。

そこで、お尋ねの二一〇の点について申し上げます。

○西村委員長 次に、松原仁君。

○松原委員 希望の党の松原仁であります。

まず、前回、昨年の五月二十四日に、航空機からの落下物はどういうふうになつているかということを質問いたしました。その後、この落下物の問題というのは特に、我が地元の羽田空港の低空飛行

ということが航路変更に伴つて発生をす

ることを、私は敏感になつておりますし、そ

の巨大な飛行機の腹が威圧感にも似たものを与え

るということは事実であります。

こうした中で、実際、この落下物というものが、

対して大変に私も敏感になつております。昨年の質問以来、落下物はどのような状況なのか、落

下物があつたかなかつたか、このことをお答えい

ただきたいと思います。

○蝦名政府参考人 お答え申し上げます。

議員から前回御質問のございました昨年五月二十四日以降、国土交通省としては、三件の、固定翼の民間航空機からの落下物を確認しております。

それから、業界の代表ということでございます。

が、本年一月十八日の会議におきまして国土交通省よりヒアリングを行い、その際、ユニバーサルタクシーの導入その他、タクシーサービスの向上の各種取組について説明を受けてございます。

業界の代表から直接各種取組の説明を伺う機会については現時点では設けられてございませんが、委員の御指摘については、規制改革会議の委員にしっかりと伝えたいたいと思います。

○赤羽委員 時間が参りましたのでもうやめますけれども、今、回答にありましたそのタクシー会社の提案に対する議論が行なわれましたが、その点について二点、回答をいただきたいと思います。

○窪田政府参考人 お答えいたします。

今期の規制改革推進会議におきまして、利用者ニーズに応える新たなタクシー等の移送サービスの実現に関する議論につきましては、自家用車の運転者個人が自家用車を用いて他人を有償で運送するサービスにおいて、スマートフォンのアプリ等を仲介するいわゆるライドシェアを検討しているのではございませんで、私どもの要望受付の窓口である規制改革ホットラインにタクシー事業者の方から寄せられた提案をもとに議論が行われてございます。

その上で、お尋ねの二一〇の点について申し上げますと、まず、タクシー事業者からの提案においてある規制改革ホットラインにタクシー事業者の方から寄せられた提案をもとに議論が行われてございます。

そこで、お尋ねの二一〇の点について申し上げます。

○西村委員長 次に、松原仁君。

○松原委員 希望の党の松原仁であります。

まず、前回、昨年の五月二十四日に、航空機からの落下物はどういうふうになつているかということを質問いたしました。その後、この落下物の問題というのは特に、我が地元の羽田空港の低空飛行

ということが航路変更に伴つて発生をす

ることを、私は敏感になつておりますし、そ

の巨大な飛行機の腹が威圧感にも似たものを与え

るということは事実であります。

こうした中で、実際、この落下物というものが、

対して大変に私も敏感になつております。昨年の質問以来、落下物はどのような状況なのか、落

下物があつたかなかつたか、このことをお答えい

ただきたいと思います。

○蝦名政府参考人 お答え申し上げます。

議員から前回御質問のございました昨年五月二十四日以降、国土交通省としては、三件の、固定翼の民間航空機からの落下物を確認しております。

それから、業界の代表ということでございます。

が、本年一月十八日の会議におきまして国土交通省よりヒアリングを行い、その際、ユニバーサルタクシーの導入その他、タクシーサービスの向上の各種取組について説明を受けてございます。

業界の代表から直接各種取組の説明を伺う機会については現時点では設けられてございませんが、委員の御指摘については、規制改革会議の委員にしっかりと伝えたいたいと思います。

○赤羽委員 時間が参りましたのでもうやめますけれども、今、回答にありましたそのタクシー会社の提案に対する議論が行なわれましたが、その点について二点、回答をいただきたいと思います。

○窪田政府参考人 お答えいたします。

今期の規制改革推進会議におきまして、利用者ニーズに応える新たなタクシー等の移送サービスの実現に関する議論につきましては、自家用車の運転者個人が自家用車を用いて他人を有償で運送するサービスにおいて、スマートフォンのアプリ等を仲介するいわゆるライドシェアを検討しているのではございませんで、私どもの要望受付の窓口である規制改革ホットラインにタクシー事業者の方から寄せられた提案をもとに議論が行われてございます。

その上で、お尋ねの二一〇の点について申し上げます

徹底や、事案発生時の対応の強化の観点からの総合的な対策をまとめたところでございますけれども、落下物を防止するためには、やはり、未然防止策の徹底というのが大変重要でございます。その観点からは、本邦航空会社及び日本に乗り入れる外国航空会社が遵守すべき落下物防止対策基準の策定、あらゆるチャネルを通じた未然防止策の徹底、空港管理者による駐機中の機体チェック体制の構築などに取り組んでまいりたいと思っております。

特に、落下物防止対策基準は世界にも類を見ないものでございまして、落下物の防止には有効であると考えております。今年度早期の策定や、

外國航空会社を含む実効性のある確保にしつかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○松原委員 落下物防止対策をするのは、当然であるというふうに認識をいたしております。

しかしながら、常にどんなにやってみても、それは地域の人に考えてみれば、こういった案件が

性、そして、三百メートルの上空から三キログラムのものがおつこつてくる。それが仮に当たった

としたら、例えば車に当たることもある。そういった場合の損傷というのは、極めて大きいとい

うのは当然の認識だと思いますが、このことをもう一回、局長、この辺の危機感に関してお答えいただけますか。

○蝦名政府参考人 お答え申し上げます。

落下物の影響につきましては、落下高度だけでございませんで、航空機の飛行速度、風向き、風速、衝突面の形状等によつて左右されますので、一概にどのくらいの損害というものはお答えす

るのは困難でございますけれども、落下物の発生を防止するということは大変重要なことです。考えておりまして、先ほど御説明を申し上げました落物対策総合パッケージに基づきまして、未然防止対策の徹底ということを美しかつ力に実施してまいりたいと考えております。

○松原委員 局長はそういった答弁を繰り返すし

かないのかもしませんが、現実は、リスクは軽減はされてもまだ残っているし、大変な、飛行機

がそれを行き交いするのも事実であります。

大臣に、このような落下物が発生する中、地域住民が安心であるというふうに多くの人間が確認

することができないのであれば、羽田空港の飛行経路の見直しについては、従来どおりの計画ではなく、少しこれを見直すということを大臣の御決

断でぜひともお願ひをしたいということを申し上げます。

○御答弁をいただきたいと思います。

○石井国務大臣 羽田空港は、現在、深夜早朝の

時間帯を除きまして、着陸枠を限界まで使ってい

る状況にあり、航空会社の乗り入れ要望に応える

ことがでない状態にござります。

今後も、訪日外国人旅行者の増加などにより、さらなる需要の増加が見込まれることや、我が国

の国際競争力の強化、東京オリンピック・パラリンピックの円滑な開催等の観点から、新たな飛行

経路の導入等による発着枠の拡大が必要であると

考えております。

新飛行経路の見直しに当たりましては、本年三月二十六日に公表いたしました落下物対策総合

パッケージを早期かつ着実に実施することが必要

と考えており、関係者が一丸となって、落下物ゼロを目指して最大限取り組んでまいります。

○国土交通省といたしましては、こうした取組につきまして今後とも丁寧な情報提供を行い、より

多くの方々から羽田空港の機能強化について御理解をいただきながら、二〇二〇年までに飛行経路

の見直しを実現できるよう努めてまいりたいと考えております。

○松原委員 今、大臣御答弁ありましたが、何か

事故が起こったときは大変な責任を負うということ

とは肝に銘じていただきたいし、私は、この飛行

経路をもう一回検討するということは今ぜひやつていただきたいということを申し上げて、次の質

問に移ります。

○松原委員 総務省にお伺いいたしますが、今、住民基本台帳

帳、五年間保管

といふことになつております。

これが

について、五年以上保管するべきではないかと

お願いをしたい。

次に空き家

あります

が、とりわけ島嶼部であります。

いう声が司法書士会等から上がつておりますが、

保管した場合のデメリット、どういうことがある

のかお伺いしたい。

○篠原政府参考人 お答え申し上げます。

住民票の除票の保存期間につきまして、五年を

超えて長期間保存することとした場合には、過去の住所を確認する必要がある民間手続等において

活用することができる、所有者不明土地等に係る

所有者の探索に活用することができるなどのメ

リットが考えられます。

一方で、長期間保

存することとなつた場合に

は、市區町村におきまして、保存ディスクの増

量、増加する証明書発行業務等に係る人員の確保

が必要となることなどのデメリットが考えられま

ります。

一方で、長期間保

存することとなつた場合に

は、市區町村におきまして、過去の個

人情報を一律に長期保存することが適当かといっ

た御指摘もあるところでございます。

○松原委員 先般も空き家対策の議論が国土交

通委員会で行われたと承知をしておりますが、まさ

にこういったことを考へると、五年ということで

はやはり追跡調査もなかなか不十分である、司法

書士会もそのことは言つてはいるわけでして、私

は、極端なことを言えば、現在審議会も行われて

いるということであります。はつきり言つて今

はマイクロチップ等で非常に簡単にそれを記録す

ることができますから、百五十年、二百年、三百

年、長きにわたつてこういった住民基本台帳等の

データは保管するべきだというふうに思つておりますが、いかがでしようか。

○篠原政府参考人 お答え申し上げます。

住民票除票の保存期間につきましては、現在、

委員の御指摘がありましたが、研究会におきまして、

長期保存のメリット、デメリット等を踏まえまし

て、その延長の要否等について御議論いただいて

定住促進を図るために、離島活性化交付金による空

き家の改修などの支援を行つております。

例としましては、東京都の新島において、島への

定住を考えている人向けの定住化体験住宅、これ

の内装改修などを、平成二十八年度の離島活性化

交付金を活用して実施しております。

近年、全国の島嶼部では若者のUJターンが

進んで、一部においては社会増となる状況も生ま

れており、空き家の利活用は一層重要性を増

してきております。

はさまざまなお意味で大事なことがありますので、

お願いをしたい。

次に空き家

あります

が、とりわけ島嶼部であります。

います。今、伊豆七島、小笠原は、人口は十年間

で八・六%減少している、こういう数字になつて

おります。そうした中で、逆に、島嶼部振興の觀

点から、空き家を活用する。空き家は大変ふえて

おります。島の空き家は本当にふえておりますの

で、こういったものを活用することがインバウ

ンド上も重要だろうというふうに思つております。

島のよさといふものは、例えば、東京の内地に

住んでいる人もそこに長期滞在するならば、さ

まざなメリットを享受するし、心の安らぎとある

種のやる気を復活させる、こういったことにもつ

ながると思つております。

長期休暇

というものもある程度含みながら、こ

ういった島の空き家、インバウンド対策としても

さまざまな効果が得られると思うので活用するべ

きだと思いますが、御所見をお伺いいたします。

○野村政府参考人 お答え申し上げます。

既存ストックである空き家の活用は、離島振興

の観点からも大変重要な課題であると認識してお

りますし、また、実際に各島々でもさまざまな取

組がなされております。

例えば東京都の島嶼部においては、大島町を含め四町村において、空き家バンクの設置や空き家改修事業などに取り組まれていると承知しております。

○野村政府参考人 お答え申し上げます。

既存ストックである空き家の活用は、離島振興

の観点からも大変重要な課題であると認識してお

りますし、また、実際に各島々でもさまざまな取

組がなされております。

○野村政府参考人 お答え申し上げます。

既存ストックである空き家の活用は、離島振興

関係部局と連携し、さまざまな施策を活用しながら、既存ストックを生かした島嶼部の振興に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。○松原委員 極めて重要なことなんですが、やはり観光庁として、当然、離島振興とともにやる。しかし、それだけではなくて、この問題に関してアピールをする、まずそれにふさわしい環境をつくるということは私は極めて重要だと思うので、そこは単線的な議論ではなくて、そういう複層的な、コンプレックスのある議論としてやつてもらいたい。決意だけ語つていただきたいわけでももし大臣、決意があるならば、この離島振興でそういった決意を、田村さんの方から答えますか。答えてください。

○田村(明)政府参考人 お答え申し上げます。我が国には数多くの有人離島があり、そのそれが美しい海や山などの自然に囲まれるとともに、島の方々の伝統的な文化や地域固有の暮らしが存在するなど、内外の旅行者にとっても貴重な観光資源にあふれています。また、離島には、すばらしい自然を生かした漁業や農業などの一次産業が存在しておりますけれども、観光産業も、これらの一次産業と並ぶ地域の基幹産業となつております。

一方で、離島地域では、人口減少や高齢化に伴い多くの空き家が存在することから、これらを民泊も含めた宿泊施設やレストラン等の観光資源として活用し、島外からの旅行者の増加や地域雇用の創出につなげていく取組が重要です。

また、これに加えて、離島固有の自然や歴史文化といった地域資源を生かして、例えば魚の収穫体験でありますとかシユノーケリングでありますとか、魅力ある滞在型観光コンテンツをあわせて造成し、離島における滞在時間を促進していくことも重要でございます。

観光庁では、こうした離島地域も含めて、各地域からの古民家等の活用に関する御相談にワシントップで丁寧に対応しているほか、地域の関係者が連携して地域資源の魅力を生かした滞在ブログラムを造成、提供する取組等に対して地域支援を行っているところでございます。

今後とも、関係省庁や関係部局と連携しながら、空き家の活用も含めた離島地域の観光振興、そして対外への発信に取り組んでまいりたいと考えております。

○松原委員 これは極めて重要なことなので、本当に実現を、新島でもやつてているという話であります。伊豆諸島にかかる航空運賃の割合が、各島で特に実現をしていただきたいと思つております。

○松原委員 お伺いいたしますが、北部地域と南部地域の間の島民割引運賃の割引率が格差が生じていた。そ

ういうことに関して、北部地域の運賃も割り引くというそういうたったの議論が進んだわけであります。大変それは結構なことだというふうに承知をしておりますが、これは毎年のことになるわけで

すね、補助事業というのは。

私は、やはりこの不平等感というのが南と北であつてはいけない。島嶼部は、一体的なマイン

ド、一体的な気持ちを持つていてるわけでありますから、これをきちっと育む。それは島嶼振興の大

きなポイントです。

したがつて、この補助事業を今後とも、逐年、

年毎年になりますが、継続して必ず実行していただきたいということを要請をしたいと思います

が、御答弁をお願いします。

○石井國務大臣 昨年四月に有人国境離島法が施行され、これにあわせて新設された内閣府の交付金を活用することによりまして、伊豆諸島南部の三宅島は昨年の八月から、八丈島は昨年の九月から、離島住民向け割引運賃の引下げが行われまし

た。

一方で、伊豆諸島北部の大島、新島、神津島は、当該交付金による運賃低廉化の対象となる特定有人国境離島に該当しないため、交付金を活用することができず、北部と南部とで島民運賃の割

引率が異なる状態となつております。

このような地域内格差を解消するため、地元の協議会より国土交通省の地域公共交通確保維持改

善事業による補助について申請が行われ、本年四月一日より、北部地域につきましても島民運賃の引下げが実現をいたしました。

これによりまして伊豆諸島の五つの航空路線の島民運賃は、いずれも普通運賃より約四割引きと

なっております。

国土交通省といたしましては、地元協議会の要望を踏まえつつ、次年度以降も継続的に支援が行

われるよう、必要な補助金の予算確保に努めてまいります。

○蒲生政府参考人 お答え申し上げます。

我々もそのような観点から、平成二十八年度から船旅活性化モデル地区制度というものを創設いたしました、運用しているところでございます。

今後とも、事業者や地域の皆様のいろいろな御

要望がございましたら、その制度をしっかりと

関してはどんなふうに考えておられるか、お伺いしま

す。

○蒲生政府参考人 お答え申し上げます。

我々もそのような観点から、平成二十八年度から船旅活性化モデル地区制度というものを創設いたしました、運用しているところでございます。

今後とも、事業者や地域の皆様のいろいろな御

要望がございましたら、その制度をしっかりと

関してはどんなふうに考えておられるか、お伺いしま

す。

○蒲生政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のとおり、都市部と島嶼部の間で観光客

のニーズを捉えた不定期航路の新たな運航を行わ

ることによりまして、交流人口の拡大につながるものと考えております。

また、航路は、生活の足とともに、島嶼部と都

市部をつなぐ貴重な観光の足でもありますので、

地域の観光ニーズを捉えまして柔軟に運航するこ

とで、地域の活性化、地方創生にも資するものと認識しております。

以上でございます。

ある発展という観点から目指してもらいたいと思
います。

もつと大胆なお答えをいただきたい。

○蒲生政府参考人 お答え申し上げます。

今先生からいただきました御指摘などもしつか
り踏まえまして、地域にとって本当に必要な規制
のあり方、それに関しましても、しっかりと検討
し、前に進めるような形で制度の柔軟化について
も取り組んでいきたいと思っております。

よろしくお願い申し上げます。

○松原委員 前に進めるということあります。
これはぜひ最後に、島の振興の観点からこういつ
たあらゆる可能性を進めるということで、大臣、
大臣は申しわけないか、そしたら田村觀光庁長
官、あなた答えてよ。観光的な観点からこれは大
いにやるべきだと答えてください。

○西村委員長 田村長官 申合せの時間が経過し
ておりますので、簡潔にお願いいたします。
○田村(明)政府参考人 島嶼部の觀光振興の観点
から、必要な施策、関係省庁、関係部局、全部連
携して取り組んでもまいりたいと考えております。
○松原委員 終わります。

今質疑で御答弁いただいたことを着実に実行し
ていただきたいと思います。
○西村委員長 次に、小宮山泰子君。
○小宮山委員 希望の党の小宮山泰子でございます。
きょうは一般質疑ということで、またよろしく
お願ひいたします。

平成二十八年十二月に施行された無電柱化の推
進に関する法律にのっとり、国土交通省では四月
六日、無電柱化推進計画がまとめられました。同
計画では、無電柱化の推進に関する基本的な方針
を定めるとともに、推進計画の期間を第四次社会
資本整備重点計画の最終の年度である二〇二〇年
までに合わせた三年間としております。また、推
進に関する目的を、防災、安全、円滑な交通確
保、景観形成、観光振興、オリンピック・パラリ

ンピック関連について無電柱化率として明示する
とともに、これら無電柱化率達成のために、三年
間で約千四百キロの無電柱化工事への着手が必要
とされております。

さらに、総合的、計画的に講ずべき施策として、
多彩な整備手法の活用やコストの縮減の促
進、財政的措置、占用許可の的確な運用、関係者
間の連携強化など列举されています。

施策を迅速に推進するために必要な事項として、
広報啓発活動、地方公共団体への技術的支援
も挙げられています。

これらのうち、多様な整備手法の活用として挙
げられている軒下配線や裏配線などは、これまで
も委員会質疑の中などで活用を求めてきたもので
あり、国土交通省でも、共同溝などで電線地中化
による無電柱化に比べ大幅に低コストが期待でき
ることから、適用できる現場があれば実行してい
きたいとされてきましたのですが、法定計画のもと
明記され、手法としてより積極的に扱われるよう
になつたことは、大いに好感の持てることであり
ますし、期待もしております。

また、通信事業者並びに電力事業者などから各
地自治体に対しても求められている占用料の減
額措置について、国土交通省でも、各地方公共団
体への情報提供などにより、よりしっかりと取り
組んでいこうという姿勢も見受けられます。どう
ぞ、この点も期待している点でもございます。

無電柱化推進計画が策定され、今後の無電柱化
推進に向けての取組また決意について、大臣より
お伺いをしたいと思います。

○石井国務大臣 無電柱化推進計画につきまして
は、平成二十八年十二月に成立、施行されました
無電柱化の推進に関する法律に基づきまして、無
電柱化の推進に関する施策の総合的、計画的かつ
迅速な推進を図るために、本年四月六日に策定、公
表したところでございます。

計画におきましては、「無電柱化の推進に関する
基本的な方針」といたしまして、「諸外国に負け
ない我が国本来の美しさを取り戻し、安全で災害

にもしなやかに対応できる「脱・電柱社会」を目指
す」との取組姿勢を示しております。

特に、無電柱化を進める上で課題の一つとなつ
ておりますコストの縮減につきましては、低成本
ト手法導入の手引きを策定をいたしまして、管路
を浅く埋設する浅層埋設方式や小型ボックス活用
埋設方式の普及を図るとともに、ケーブルを地下
に埋設する直接埋設方式につきまして、昨年度、
京都市等の実際の道路において実証実験を行つた
ど、早期実用化に努めているところであります。

さらに、今委員から御指摘もありましたよう

に、軒下配線や裏配線などの地中化以外の手法も
含めまして、地域の実情を踏まえつつ、多様な整
備手法を活用することにより、無電柱化を推進す
ることとしております。

また、財政的措置につきましては、緊急輸送道

路における無電柱化に加えまして、平成三十年度

からは、低コスト手法を活用した無電柱化に對し
ましても、交付金による重点的な支援を行うこと

もに、直轄国道における占用料の減額措置を地方

公共団体にも周知をし、普及を図ることとするこ
ととしております。

今後の無電柱化の推進に当たりましては、これ

らの取組に加えまして、占用制限の拡大や地方公

共団体への技術支援などさまざまな施策に取り組
みつつ、本計画を着実に実行できるよう、地方公

共団体及び関係事業者とも連携をいたしまして、
積極的に取り組んでもまいりたいと考えております。

○小宮山委員 ゼビ、地方自治体への情報提供な
ども積極的に、また、相談などにも乗つていただ
き、進めさせていただければと思います。

続きまして、住宅宿泊事業法、これは六月十五
日よりいわゆる民泊が正式にスタートいたします
が、既に事前の登録や問合せなどが進められてい
る所聞いてはおりますが、昨年来もそうですが、
成立後も、闇民泊、違法民泊の事件や犯罪の現場
となるような事例が、想像されることが起きてい
ます。また、二月にはすさまじい事件も起つていて

違法薬物の取引や強盗傷害や殺人、性的暴行、
特殊詐欺、盜撮事件など、今もこれが続いている
ことでもあります。現在の民泊新法ができれば把
握ができるというような御説明もありましたが、
現状として把握できていない、対応できていない
からといって、犯罪などを放置していくわけでは
ありません。

現在の違法民泊、旅館業法違反の案件でありま
すが、この現状把握やそれへの対応についてど
ういうにしていくのか、お聞かせください。
○吉水政府参考人 お答え申し上げます。
違法民泊対策につきましては、まずは住宅宿泊
事業法の届出をいたしかば、また、旅館業法の許
可を取得していただいた上で適正に運営していただ
くことが重要であるというふうに考えてござい
ます。

これを促す観点から、これまで厚生労働省に
おきまして、簡易宿所の許可取得要件の緩和など
の措置を講じたところでございます。

また、先生からも御指摘がございましたけれど
も、昨年十二月に改正旅館業法を成立させていた
だきました。

この中で、違法な営業を行う事業者の対応を
強化するという内容でござりますけれども、無許
可営業者に対する都道府県知事等によります報告
微收取あるいは立入検査の権限を創設する、あるい
は、無許可営業者に対する罰金の上限額を三万円
から百万円に引き上げるというような措置が講じ
られているところでございます。

また、昨年十一月に観光庁と連名で、民泊仲介
業者に対しまして、民泊仲介サイトへの違法な物
件の掲載防止をおきまして適切な措置を講ずるよ
うに依頼する文書を発出したところでもございま
す。

現在は、住宅宿泊事業法及び改正旅館業法の施
行が六月十五日でございますので、各地方自治体
におきまして違法民泊対策の体制強化につきまし
て具体的な検討をいただいているところというふ

うに考えてございますけれども、国といたしまして、新たに発生する指導監督等のための人員確保、体制の構築に対する支援につきまして、平成三年度中の地方交付税措置を講じたという状況でございます。

こうした状況の中で違法な民泊の対応を進めていきたいというふうに考えているところでござります。

○小宮山委員 違法な民泊というか、厚生労働省でいえば旅館業法違反ですので、きちんとその点、しっかりと明確に伝えていただいて取り締まつていただきたいと思います。

また、今回の事件に関しては、出会い系サイトが違法民泊を利用して事件につながっているという事案もあります。このようなトラブルに関しても、どのように未然に防ぐこと、また、消費者、宿泊者への啓蒙活動も必要かと思います。

この点について警察庁にお聞かせいただきたいのとともに、民泊事業、せっかく法案をつくった、法施行前だったらその点に関しては厚生労働省とほかの地方自治体などに責任を丸投げするのではなく、所管官庁である観光庁においてもどのような指導、検査をするのか。この点に關しましての確認を簡潔にお聞かせください。

○小田部政府参考人 お答えいたします。

旅館業法及び住宅宿泊事業法の適正な運用につきましては、第一義的には、これらを所管する関係機関による指導、啓發が重要であると考えているところでございますが、これまでにも警察では、行政の繰り返しの指導に従わない、暴力団が関与している、あるいは、児童ポルノ事犯や薬物事犯の舞台になっているなどといった悪質な事犯に対しましては、厳正に取締りを実施しているところでございます。

また、警察におきましては、犯罪被害を防止するため、関係機関等と連携を図りつつ、地域の犯罪発生情勢に応じて広報啓発、注意喚起を行つてゐるところでありますが、旅館業法等の違反に係する犯罪被害の防止を図るため、事件の検挙等

んといいスタートが切れるように、手段の努力を

引き続きしていただきたいと思います。

それでは、建設業における社会保険適用促進の取組についてお伺いしていきたいと思います。

国土交通省では、平成二十四年に、「建設産業における社会保険加入の徹底について(提言)」に拡大するいわゆる民泊サービスについて、必ずしも安全面衛生面の確保がなされていないこと、騒音やごみ出しによる近隣トラブルが発生していること、治安の問題などもございます。そういうものに対応するため一定のルールを定め、健全な民泊の普及を図るものとして制定されました。

同法において、住宅宿泊事業法については、匿名性を排するための届出制の導入や標識の掲示の義務を課しまして、宿泊者名簿の備付けや本人確認等を行うことを義務づけるとともに、事業の適正な運営を確保するため、業務改善命令、業務停止命令、立入検査等の権限を都道府県等に付与しております。

また、仲介サイト運営事業者につきましても、登録を義務づけるとともに、仲介を行うことに当たつて届出の有無を確認すること等を義務づける

など、違法民泊の取締り強化に資するさまざまなものと、適切な保険への加入、未加入といった文言が、その意味するところについての周知徹底が不十分なのが現状です。建設現場並びに建設業の新規許可申請、許可更新、個人事業主による事業所からの法人化、四人以下の建設業者、個人事業主による事業所及び法人化された事業所の常用労働者数が五人以上に増加した際などに、誤った認識のものとに、適切な保険に加入しているにもかかわらず適切な保険への加入がされていないといった指摘がされるなど、混乱が生じています。

こうした誤りは、事業主自身による錯誤による場合や、建設業協会など関係業界団体からの誤った説明による場合、さらには、日本年金機構の各

旅館業法に基づき違法民泊への取締りを強化すること等によりまして、民泊サービスの適正化に取り組んでまいりたいと考えております。

○小宮山委員 ゼビ長官におかれましては、やは

り民泊、新しくつくった制度であるならば、きち

を通じて把握した注意喚起に資する情報を関係機関に提供するなどして、関係機関との連携を緊密に図つてまいりたいと考えております。

○田村(明)政府参考人 住宅宿泊事業法は、急速に拡大するいわゆる民泊サービスについて、必ずしも安全面衛生面の確保がなされていないこと、騒音やごみ出しによる近隣トラブルが発生していること、治安の問題などもございます。そういうものに対応するため一定のルールを定め、健全な民泊の普及を図るものとして制定されました。

同法において、住宅宿泊事業法については、匿名性を排するための届出制の導入や標識の掲示の義務を課しまして、宿泊者名簿の備付けや本人確認等を行うことを義務づけるとともに、事業の適正な運営を確保するため、業務改善命令、業務停止命令、立入検査等の権限を都道府県等に付与しております。

また、仲介サイト運営事業者につきましても、登録を義務づけるとともに、仲介を行うことに当たつて届出の有無を確認すること等を義務づけるなど、違法民泊の取締り強化に資するさまざまなものと、適切な保険への加入、未加入といった文言が、その意味するところについての周知徹底が不十分なのが現状です。建設現場並びに建設業の新規許可申請、許可更新、個人事業主による事業所からの法人化、四人以下の建設業者、個人事業主による事業所及び法人化された事業所の常用労働者数が五人以上に増加した際などに、誤った認識のものとに、適切な保険に加入しているにもかかわらず適切な保険への加入がされていないといった指摘がされるなど、混乱が生じています。

こうした誤りは、事業主自身による錯誤による場合や、建設業協会など関係業界団体からの誤った説明による場合、さらには、日本年金機構の各旅館業法に基づき違法民泊への取締りを強化すること等によりまして、民泊サービスの適正化に取り組んでまいりたいと考えております。

○小宮山委員 ゼビ長官におかれましては、やは

り民泊、新しくつくった制度であるならば、きち

組に關して、簡潔にお聞かせください。

○田村(計)政府参考人 お答えいたします。

社会保険制度におきましては、事業所の態様等によって法令上加入すべき保険の種類が異なりますので、先ほど御紹介いただきました下請指導ガイドラインを徹底するためにも、加入すべき適切な保険について、関係者に正しく理解をしていただくことが重要だと考えております。

これまでから、適切な保険に対する理解が徹底されていないという指摘もございましたので、国土交通省といたしましては、平成二十八年十二月五日に事務連絡を発出したり、二十九年四月三日には国交省のホームページにそれを掲載するといたしました周知措置を図っておりますし、また、これらの内容につきまして、元請企業、下請企業の建設業団体や、下請企業も含みます建設企業、地方公共団体を対象とした説明会等におきましても、適切な保険についての説明を行つてきているところでございます。

さらに、本年の一月には、一層の周知徹底をいたしまして、適切な保険として加入すべき社会保険をフローチャート形式で確認できるリーフレットを作成しております。このリーフレットによつて、個々の労働者の事業所の形態や年齢に応じた加入すべき社会保険の確認をできるようになつてゐると考えております。

このリーフレットの活用につきましては、本年一月に建設業団体宛てに事務連絡を発出いたしましたし、二月から三月にかけまして、ブロック単位でつくつておりますが、建設業社会保険推進地方連絡協議会を開催をいたしまして、その周知を図つているところでございます。

今後とも、さまざまな機会を捉えまして、ガイドラインにおける適切な保険について周知徹底に努めまいります。

○小宮山委員 協会けんぽ加入への説明や手続を事務的に行うということでも十分とは言えません。やはり、実際には変更する必要のない方に対しては、本当に必要な手続なのかとか、国民健康保険から協会けんぽへ加入し直しのようですが間違いないですかとか、そういった具体的な質問や確認の機会というものが必要ではないかと思いま

す。

○高橋政府参考人 お答えを申し上げます。

建設業における適切な保険加入についてどのような周知徹底をされるのか、お聞かせください。

現場としてこれを受け取ります厚生労働省におきましての、建設業における適切な保険加入についてどのように周知徹底をされるのか、お聞かせください。

○西村委員長 次に、広田一君。

○広田委員 無所属の会の広田一でございます。

どうかよろしくお願ひを申し上げます。

まず、住宅の耐震化についてお伺いをします。

年金事務所の窓口におきましては、国民健康保険組合に加入されていることがわかつた方から健

康保険、協会けんぽ、厚生年金保険の加入手続について御相談があつた際には、健康保険の適用除外承認申請書を提出していたことによりまして、医療保険については国民健康保険組合に加入

を続けながら、年金については厚生年金保険に加入いただけるということについて御案内をしてい

るところでございます。

今後、日本年金機構のホームページにおきまして、国民健康保険組合に加入されている場合の手

続につきまして周知をするとともに、厚生労働省から国民健康保険組合に対しまして、当該組合に加入する事業者に制度を正しく理解していただく

取組を行うよう促してまいりたいと考えてございます。

○小宮山委員 今、お答えありましたけれども、建設業の方におきましては、やはり現場、社会保

障についてのこの問題についてしっかりと説明をできる方、専門的には社会保険労務士の方々と、また、今答弁がありました厚生労働省、社会保

事務所など、確かに重要なことはありますけれども、国土交通省からの通達等、その点がやはり一番読む率が高いんだと思っております。

○伊藤政府参考人 お答え申し上げます。

今回、平成三十年度予算案に、住宅耐震化を更に促進するため、新たな仕組みを総合支援メ

ニューの導入として盛り込んだところでございます。

○石井国務大臣 今後とも、厚生労働省とも連携いたしまして、適切な保険について周知徹底に努めています。

○小宮山委員 ゼひ周知徹底、お願いいたします。

ありがとうございました。

○西村委員長 次に、広田一君。

○広田委員 無所属の会の広田一でございます。

どうかよろしくお願ひを申し上げます。

まず、住宅の耐震化についてお伺いをします。

年金事務所の窓口におきましては、国民健康保

険組合に加入されていることがわかつた方から健

康保険、協会けんぽ、厚生年金保険の加入手続について御相談があつた際には、健康保険の適用除外承認申請書を提出していたことによりまして、医療保険については国民健康保険組合に加入

を続けながら、年金については厚生年金保険に加入いただけるということについて御案内をしてい

るところでございます。

新年度の予算といたしまして、新たな総合的支

援メニューが創設をされました。個人資産に税金

を投入することはいかがなものかといふそもそも論が根強い中で、交付限度額百万円という定額方式が創設されましたということは、私は画期的なことだというふうに思います。

私は自身も、定額方式の創設を当国土交通委員会

でも強く要請をしていましたが、お話を聞いてもお

話がございましたように、積極的に耐震化を推進

していく、例えば、この九十二万円に、三十万円

とか六十万円更に上乗せをして推進していた自治

体には少なからず影響が出てくるんだろうなとい

うふうに思いますので、この点についての配慮も

ぜひともお願いをしたいというふうに思います。

あわせて、今後の課題といたしましては、やはりコスト削減工法の技術確立といったものをより一層普及をしていくことであるとか、ま

た、補助制度が幾らよくても、お話をあつたよう

に、地方自治体が更に積極的になつていかなければなりませんし、そのためには、民間事業者との連携というのもより一層大事になつてくるとい

うふうに思いますので、そういうコーディネー

ト等々も進めていかなければならぬといふう

に思います。

次に、住宅の耐震化目標についてお伺いをいた

します。

このたびの新たな総合的支援メニューの創設

は、資料の②の一一番下にござりますように、耐震

化目標を達成して、地震による人的、経済的被害

の軽減を目指したものでございまして、その問題

意識というものは共有をいたしました。

しかししながら、その一方で、現実的に、ここに

明記をいたしております平成三十二年度までの耐震化率九五%の目標達成は、これは至難のわざで

はないかななどというふうに思うところでございま

す。

といいますのも、この目標を達成するために

は、戸数に直しますと、年間九十万戸のペースで

改修をしていかなければなりません。しかし、現

実は、その三分の一の三十万戸にとどまつております。このままのペースでいきますと、三年後の

目標達成は困難ではないでしょうか。

○伊藤政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘いただきましたとおり、平成二十八年に

改定された耐震改修促進法に基づく基本方針や生活基本計画において、住宅の耐震化につきましては、平成三十二年までに耐震化率九五%とするとともに、平成三十七年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消するということを目標として位置づけております。

平成三十一年に耐震化率九五%を達成するためには、耐震性のない住宅の戸数を平成二十五年以降の七年間で六百五十万戸、先ほど委員から御指摘いただいたとおり、年間約九十万戸ベースで減少させる必要があり、従来に比べて、建てかえ、改修による耐震化のベースを大幅に上昇させる必要があるというふうに考えております。

こうしたことを踏まえまして、今回、先ほど御説明いたしました防災・安全交付金や税制等を活用した支援に加えまして、今回、積極的な取組を行つてある地方公共団体を対象とした総合支援メニューの導入を盛り込んでいるところでございま

す。

○広田委員 伊藤局長、今の御答弁を踏まえまして、新制度も導入をした、そうすると、今、年間三十万户である耐震改修等のベースというものが九十万户に引き上がる、このように推測をされて

いるんでしょうか。

○伊藤政府参考人 お答え申し上げます。

これそのものだけで、といふわけではないといふふうに思いますので、先ほど来委員から御指摘いたきました、建築士ですか事業者ですかあるいは公共団体だとか、さまざまなかつた、建物をした、そつすると、今、年間三十万户である耐震改修等のベースといふものが九十万户に引き上がる、このように推測をされて

いるんでしょうか。

○伊藤政府参考人 お答え申し上げます。

こうしたことを踏まえまして、今回、新制度も導入をした、そうすると、今、年間三十万户である耐震改修等のベースといふものが九十万户に引き上がる、このように推測をされて

いるんでしょうか。

○伊藤政府参考人 お答え申し上げます。

これそのものだけで、といふわけではないといふふうに思いますので、先ほど来委員から御指摘いたしました、建物をした、そつすると、今、年間三十万户である耐震改修等のベースといふものが九十万户に引き上がる、このように推測をされて

いるんでしょうか。

非常に厳しい目標であるということは十分認識しておりますが、旗を高く掲げて頑張りたいといふふうに思つております。

○広田委員 旗を高く掲げる、その心意気といふものは非常に共感をしますし、また、敬意を表するところですが、しかしながら、これが十年、十五年先の目標ということであれ

ば、その心意気も非常にそのとおりだというふうに思いますが、目標年度まであと、今年度も含めて三年度しかないわけあります。そうすると、この三年間では、やはり、より一層具体的な目標と、いうものが必要になつてくるのではないか。

例えば、今年度予算において、これは内数でありますのでなかなか数字的には申し上げることは難しいかもしれませんけれども、この耐震化の予算措置といったものは一体どうなつてゐるのか。

さらには、地方自治体も、平成三十一年度、この住宅の耐震化等々について予算計上を既にして、それぞれの議会で決定をしてるわけでございま

すので、そのことを踏まえますと、おおよそどの程度の耐震改修が進むのかということも踏まえる

わけござります。

こういった具体的、現実的なものを踏まえた上で、その高い目標というものが達成できるといふふうにお考へなんでしょうか。

○伊藤政府参考人 お答え申し上げます。

今回、パッケージ型の補助を行うに当たり、市区町村の方に、積極的な取組を行う市区町村に限定して、この制度をつくつてあるわけでございます。

今回、パッケージ型の補助を行うに当たり、市区町村の方に、積極的な取組を行う市区町村に限定して、この制度をつくつてあるわけでございます。

具体的に言いますと、戸別訪問等の方法による住宅所有者に対する直接的な耐震化促進取組ですとか、あるいは、耐震診断を支援した住宅について耐震改修を促す取組、改修事業者等の技術力向上を図る取組及び住宅所有者から事業者等への接觸が容易となる取組ですとか、あるいは、耐震化の必要性に係るいろいろな普及啓発をしていただ

くということを要件とさせていただいているところです。

こういったさまざまな、具体的に言いますと、所有者それから事業者も含めて、積極的な取組を総合的に行つて、目標そのものがどうこうといふことはするんでしょう

か。

○伊藤政府参考人 お答え申し上げます。

目標そのものは、今の目標のままで、先ほど申し上げましたとおり、さまざまな取組でこれに向かつて頑張りたいといふふうに考えております。

こういったさまざまな、具体的に言いますと、所有者それから事業者も含めて、積極的な取組を総合的に行つて、目標そのものがどうこうといふことはするんでしょう

か。

○伊藤政府参考人 お答え申し上げます。

現在の時点では、耐震改修の目標をどうするかと

いうことをお答えする事態ではないといふふうに思つてます。

だといふふうに考えております。

○広田委員 局長、目標そのものよりは、といふふうに言われますと、では、この三十二年度の耐震化率の目標というものは、一体何なのかなといふふうになつてしまふのではないか、このように思っています。

それぞれ、まさしくこういった総合的なパッケージ事業を創設をして、更に積極的な自治体についてはより一層応援をしていく、その方向性については私も同意をするところでござります。

そういうふうに思つておりますが、この

達成可能性についてどのようにお考へなんでしょうか。

耐震性の向上を図るに当たつては、今耐震性のない建物の除却を進める、それから耐震改修をする、それから建てかえをする、こういう手順もあるうかと、いうふうに思つています。それらを総合的に取り組んで耐震改修率を上げていきたい、このように考えております。

○広田委員 今回の目標を見直さないまま目標達成ができない場合は、やはり行政に対する信頼は確実に低下をしてしまふ、そういう懸念があり、国土交通省の責任というのが出てくるのではないかと、いうふうか。

○伊藤政府参考人 お答え申し上げます。

耐震改修そのものにつきましての目標は、あるデータをもとに推計も含めてやつてあるところでございますので、単年度ごとに幾ら幾らという形のもので出させていただきことはちょっととしないで、いなと、うふうに思つております。

○広田委員 では、そうすると、三十年度、三十一年度、三十二年度の具体的な目標は持つていな

いということですね。

○伊藤政府参考人 お答え申し上げます。

単年度ごとの目標は持つていなといふことでござります。

なお、おののの公共団体においてそれぞれ目標を定められて、いるといふことでございまして、それに基づいて、それぞれの公共団体で取組が進んでいるものと承知しております。

○伊藤政府参考人 お答え申し上げます。

目標そのものは、今の目標のままで、先ほど申し上げましたとおり、さまざまな取組でこれに向かつて頑張りたいといふふうに考えております。

○伊藤政府参考人 ちよつと聞き方を変えますけれども、達成できないといふふうにわかつた時点で目標を見直すといふふうなことはするんでしょう

か。

○伊藤政府参考人 お答え申し上げます。

現在の時点で、耐震改修の目標をどうするかと

いうことをお答えする事態ではないといふふうに思つてます。

それが、その地域においてやられていることでもござりますし、それぞれの数字をどの程度と毎年毎

今の事態では、ともかく、今その目標に向かつて、総合的にいろいろな形で、さまざま力を持った、集して対応するということであらうかといふふうに思つております。

○広田委員 そうすると、三十二年度、三十二年度が目標ですので、三十三年度、三十四年度、三十五年度が目標ですにどれだけ耐震改修をするのか、数字で示してください。

○伊藤政府参考人 お答え申し上げます。

今、の時点では、大変申しわけありませんが、いつの時点で、今年度が幾ら、来年度が幾ら、という格好の手元の数字は持つておりません。申しわけありません。

○広田委員 手元にないといふことは、住宅局としては把握をしているということであります。

○伊藤政府参考人 お答え申し上げます。

耐震改修そのものにつきましての目標は、あるデータをもとに推計も含めてやつてあるところでございますので、単年度ごとに幾ら幾らという形のもので出させていただきことはちょっととしないで、いなと、うふうに思つております。

年把握するのはなかなか困難というところがござりますので、そういうことだというふうに御理解いただければと/orうに思います。

○広田委員 今私が質問しているのは、国土交通省さんが作成された耐震化率の目標についてしておきます。個々の市町村が云々ということは私も承知をしておりますが、私が聞いているのは、国が掲げたこの九五%という目標をこれから三年間で達成するためには、三十年度、三十一年度、三十二年度、それぞれ具体的に、改修を進めしていくのかという具体的な数字がなければこれが達成不能じゃないですかというふうに、これが達成不能だというふうに思っておりま

すが、いかがでしょうか。

○伊藤政府参考人 耐震改修の実現に当たつては、住宅所有者等の御理解も得ながらやつていく必要があるというふうに思つております。

○伊藤政府参考人 私どもとしては、その支援措置、今回の新しい

メニューフォード、それから税も含めて環境整備を一

生懸命努めること、それから、関係者に対しても働きかけをすることということで対応させていただきたいというふうに考えております。

○広田委員 ちょっと質問に答えていないので、委員長の方で整理願います。

○伊藤政府参考人 お答え申し上げます。

毎年毎年何戸やるという目標は設定はしておりますが、これに向けた目標についても、これに向かってそれを

きの方々と協力しながら進めてまいりたい、こういうことでございます。

○広田委員 九五%の達成、僕自身もぜひ達成してもらいたいなどいうふうな気持ちはあるわけでありますし、先ほど来申し上げているとおり、住宅局の皆さん方が今回総合的なパッケージの支援制度を創設されたこと、これは高く評価をしているところがござります。

だからこそ、やはり現実的な目標というものを踏まえて、確実に各市町村の皆さんにも住宅の耐

震化の必要性というものを理解をしていただきたいと/orうに思います。

○広田委員 今私が質問しているのは、国土交通省さんが作成された耐震化率の目標についてしておきます。個々の市町村が云々とい

うことは私も承知をしておりますが、私が聞いてい

るのは、国が掲げたこの九五%という目標をこれ

から三年間で達成するためには、三十年度、三十

一年度、三十二年度、それぞれ具体的に、改修を

進めしていくのかという具体的な数字がなければこ

れが達成不能じゃないですかというふうに思つて

おりま

すが、いかがでしょうか。

○伊藤政府参考人 耐震改修の実現に当たつては、住宅所有者等の御理解も得ながらやつていく必要があるというふうに思つております。

○伊藤政府参考人 私どもとしては、その支援措置、今回の新しい

メニューフォード、それから税も含めて環境整備を一

生懸命努めること、それから、関係者に対しても働きかけをすることということで対応させていただきたいというふうに考えております。

○広田委員 ちょっと質問に答えていないので、委員長の方で整理願います。

○伊藤政府参考人 お答え申し上げます。

毎年毎年何戸やるという目標は設定はしておりますが、これに向けた目標についても、これに向かってそれを

きの方々と協力しながら進めてまいりたい、こう

いうことでございます。

○広田委員 九五%の達成、僕自身もぜひ達成してもらいたいなどいうふうな気持ちはあるわけでありますし、先ほど来申し上げているとおり、住

宅局の皆さん方が今回総合的なパッケージの支援制

度を創設されたこと、これは高く評価をしている

ところがござります。

だからこそ、やはり現実的な目標というものを

踏まえて、確実に各市町村の皆さんにも住宅の耐

震化の必要性というものを理解をしていただきたいと/orうに思います。

○伊藤政府参考人 お答え申し上げます。

熊本地震では、震度七の地震が二度発生して多くの建築物が倒壊するなどして、総務省消防庁の資料によりますと、九十八名のとうとい命が犠牲となりました。熊本地震による建物の被害の教訓を生かしていくことは、極めて大切なことであります。

そこで、熊本地震でマスコミでも多く取り上げられました。論点の一つとなつた地震地域係数についてお伺いします。

地震地域係数は、建物の耐震性に関するものであります以上、国民の生命財産に直接かかわる重要な問題でもあります。

そもそも地震地域係数とは何なのか。導入された背景も含めて御説明をいただきたいと思いま

す。あわせて、この地震地域係数が〇・一違うと、耐震度にどのくらいの、何倍の差が生じるのか。これについてお伺いをしたいと思います。

○伊藤政府参考人 お答え申し上げます。

建築基準法では、一定規模以上の建築物については、地域の状況に応じて地震力を用いて、構造計算により耐震性能を検証することを求めておりまして、地震力の算定方法を定めた建築基準法施行令第八十八条において、地震地域係数は、「その地方における過去の地震の記録に基づく震害の程度及び地震活動の状況その他地震の性状に応じて一〇から〇・七までの範囲内において国土交

通大臣が定める数値」と定義されております。

一方、熊本地震で結構被害があつたという御指

しました。進捗状況等についてもお聞かせ

をさせていただきたいところでございます。

きょうは伊藤局長のその熱意に免じてこれ以上聞くことはいたしませんけれども、来年度になりまして、また、進捗状況等についてもお聞かせ

をさせていただいたところでございます。

聞くことはいたしませんので、地震地域係数について若干だけお聞きをしたいというふうに思いま

す。

○伊藤政府参考人 残念ながら、質疑時間が参りました。配らさせていただいている資料①にございましたように、また、先ほど御答弁があつたとおり、この地震地域係数によつて〇・七から一・〇までの差があります。我が高知県は〇・九でございました。ちなみに高知県の場合は、今後三十年以内に南海トラフ大地震が発生する確率が、この前、七〇から八〇%に引き上げられました。

この狭い日本で耐震基準に地域差を設けるとはどういった理由なのか、こういった事柄について

は、また次回、質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

以上で質問を終了します。どうもありがとうございました。

○西村委員長 次に、井上英孝君。

○井上(英)委員 大臣、行つていただきて結構です。

○伊藤政府参考人 お答え申し上げます。

建築基準法では、一定規模以上の建築物につ

いては、地域の状況に応じて地震力を用いて、構造

改訂というのがありまして、その法案の中でもコン

パクトシティについてもお尋ねをさせていただ

きましたけれども、引き続いて、人口減少社会と

いふのがどんどんと進んでいく中で、社会と

経済的、行政的、そしてまた環境的な面で持続可能

な社会というのを構築するためには、実現には大

変な道のりというのが想定されるんですけれども、やはり、極めて重要な施策ではないかなと思

います。

もちろん先日は賛成もさせていただいて、この特措法の改正に関しても賛成という立場が決して変わることはないんですけども、引き続いて、足

らずの部分をきょうの機会に聞かせていただきたい

と思いますので、よろしくお願いをいたしました。

○栗田政府参考人 コンパクトシティの形成に向けましては、平成二十六年の都市再生特別措置

法の改正によりまして導入しました立地適正化計

画制度に基づき、取組を進めております。

当初の段階から、市町村が計画を作成しまし

て、それに沿つてコンパクトなまちづくりを進め

る場合に、拠点となるべきエリアにおける生活

サービス施設の整備などに係る財政支援、税制措

置、あるいは病院や介護施設など、エリアや用途を限定して容積率を緩和することができる特例制度、こういった支援措置を受けることができま

す。このような経済的インセンティブを通じまして、町中や公共交通沿線に都市機能や居住の立地誘導を進めていたただくことを狙いとしております。

先ほど委員からも既に御言及ございましたけれども、まち・ひと・しごと創生総合戦略、これは平成二十六年十二月に閣議決定されております。

平成二十七年三月に関係省庁でコンパクトシティ形成支援チームを設置しまして、この枠組みを通じて、省庁横断的に市町村の取組を支援しております。

一つ二つ例を申し上げさせていただきますと、例えば厚生労働省では、介護施設の整備等のための基金の運用に当たって、コンパクトシティー形成に資するものを優先採択するよう配慮するようになります。平成二十八年度からでございます。

それから総務省では、地方財政措置において、立地適正化計画に基づく地方単独事業に対する交付税措置を手当ていただいております。これは平成二十九年度からでございます。

このように、市町村への経済的インセンティブに相当する措置をこれまで手厚くしておるというところでございます。

また、平成三十一年度から、今年度からは、国土交通省と内閣府が連携しまして、実際の成功事例を生み出すため、約三十都市に対しまして、ハーフ、ソフト両面から重点的に支援するモデル事業を始めたところでございます。

引き続きまして、コンパクトシティ形成支援チームの枠組みを生かして、関係省庁と連携しながら、市町村の取組を強力に支援していきたいと考えております。

○井上(英)委員 ゼビ、各分野との連携というのはしっかりと進めたいと思いますし、そ

ういう必要があると思います。

さらなるコンパクトシティの推進のためには、とりわけ住宅政策というのが必要だというふうに思います。きょうは栗田局長も来ていただいているので、今となつては既存住宅のストック活用という

いう時代から始まって、量の確保、まずは数を確保する。その次はやはり建物の質の向上。そして、今となつては既存住宅のストック活用という考え方へ、どんどん時代に応じてシフトしてきています。

今なお、郊外で新築住宅を建設した場合には税率が優遇されるという仕組みになっているかと思うんですけども、コンパクトシティーを進めるためには、この住宅政策において、町中では手厚く郊外では薄くと言つたらちょっと語弊がありますけれども、といったように支援のめり張りとますけれども、といったように支援のめり張りというのをつける必要があるかと思いますけれども、この町中への住みかえを促すような施策というのをお教えいただけますでしょうか。

○伊藤政府参考人 お答え申し上げます。

住宅政策については、住宅の耐震化、省エネ化、長寿命化の推進など、個々の住宅の性能向上に加えまして、まちづくりとの連携も非常に重要な課題であるというふうに考えております。

まちづくりと連携した施策としては、独立行政法人住宅金融支援機構において、地方公共団体と連携してコンパクトシティー形成に資する住宅取得等を支援するため、住宅ローン金利の引下げ、それからまた、サービスつき高齢者向け住宅の固定資産税について、コンパクトシティーの形成など地域の実情に応じて、地方公共団体が条例により、減額額の割合を定めることができる仕組み等を設けているところでございます。

先ほど御指摘いただきましたとおり、我が国の中でも、もちろん、予算も含め限られた財源の中でも通じまして、コンパクトシティーなどの中でも同じく、既存建築物をさまざまに二つに応じてほかの用途へ円滑に転用できるような策などは大変大事だというふうに考えております。

こうした観点から、国土交通省では、用途変更を円滑にするための建築基準の合理化を進めてい

るものございますので、一律に新築の支援をやめるとというのは慎重に検討していく必要があります。

例えば、昨年九月には、手すり、滑り止めの追加の措置を施し安全性を確保した場合、階段の寸法基準を合理化する改正を行つてあるところであります。

さらに、現在国会で御審議いただいている建築基準法の改正法案では、三階建て以下で二百平米未満の戸建て住宅等を福祉施設等に転用する場合について、在館者が迅速に避難できることを前提に、柱、はり、壁、床等を耐火構造とすることを不要とする、また、共同住宅と同様に、老人ホーム等の共用廊下、階段について、容積率の算定の基礎となる床面積に算入しないということを盛り込んでおります。

○井上(英)委員 ゼビお願いをしたいと思います。もちろん、住んでいいという法令の範囲内でどこに住むかは自由ですし権利ですから、そこはやはり当然守られるべきだとも思うんですけども、一方で、コンパクトシティーという考え方でやつていくとなつてくると、必ずそこでハレー・ションというのを多少生んでくるんじゃないかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○伊藤政府参考人 お答え申し上げます。

町中への住みかえに当たっては、町中には、空き家を始め、使われていない既存の建築物が多数あることから、これらの活用を図ることが有効であると考えます。

今後のさらなる高齢化なんかを踏まえますと、今、事務所だと今は一戸建ての住宅として使われている建物を老人ホームに用途変更するというようなニーズも、特に都市部なんかではふえてくるんじゃないかなというふうに思います。

そういうときに、既存の建築物の用途変更には非常にハードルが高い状況にありますので、もちろん安全を確保しつつ、そういう社会的な要請というのどのように応えていくつもりか、お答えいただけますでしょうか。

○伊藤政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、増加する空き家等建築コストの有効活用の観点から、既存建築物をさまざまに二つに応じてほかの用途へ円滑に転用できるような策などは大変大事だというふうに考えております。

るところです。

例えば、昨年九月には、手すり、滑り止めの追加の措置を施し安全性を確保した場合、階段の寸法基準を合理化する改正を行つてあるところであります。

さらに、現在国会で御審議いただいている建築基準法の改正法案では、三階建て以下で二百平米未満の戸建て住宅等を福祉施設等に転用する場合について、在館者が迅速に避難できることを前提に、柱、はり、壁、床等を耐火構造とすることを不要とする、また、共同住宅と同様に、老人ホーム等の共用廊下、階段について、容積率の算定の基礎となる床面積に算入しないということを盛り込んでおります。

○井上(英)委員 柔軟に対応していただいて、そういう要請に応えられるような準備というのを整えていただきたいというふうに思います。

このようにして強力にコンパクトシティーといふのを、まだまだ大変効率性というのが上がっていないうかもわかりませんけれども、いろいろなことを想像していろいろな準備を都市局を中心に考えていただいて、強力にコンパクトシティーというのを進めていくてくれているというふうに思っています。

ただ、町中に移住できないという高齢者も実際たくさんおられるのも、一方で現実かなというふうに思います。このような方たちを切り捨てていよいということには全くなりませんので、そういう方々の日々の生活の足だと町中へのアクセスというのはやはり確保していくべきではないかなと

いうふうにも思います。

ただ、もちろん、予算も含め限られた財源の中であつていくとなつたときに、このような地域の足の確保、また、公共交通の維持確保といったものがかなうもののかどうか、お答えいただけますでしょうか。

○由木政府参考人 お答えいたします。

御指摘いただきましたように、高齢者を含む地域の足の確保とコンパクトシティの両立というのは重要な課題であるというふうに考えております。

このため、まちづくりと連携をした持続可能な地域公共交通のネットワークを形成するということが必要だと考えておりまして、地域公共交通活性化再生法に基づいて、地方公共団体が地域の関係者と連携をいたしまして計画をつくり、それに基づいてさまざまな施策を実施するという枠組みを構築しております。

この計画を作成する協議会には、高齢者も含めまして地域の公共交通の利用者も参加をするといふことを可能としております。その意見を反映しながら、地域の取組、例えば、利用者の少ない閑散路線をデマンド交通化するというようなことで、地域の移動手段を維持する等の工夫した取組が進められております。

また、高齢者の移動手段につきましては、まず、地方公共団体で交通部門と福祉部門の連携を強化するということが必要でございます。さらには、例えば、事業継続が困難な地域において、市町村等が行います自家用の有償旅客運送を円滑に導入する、あるいは地域の互助による輸送を実施する、こうした手段が有効である場合がございますので、必要な枠組みの整理を行つたところでござります。

今後、地域の実情に応じたこうしたさまざまなお取組が進むことが重要であると考えております。一方で、国といたしましても、計画の作成主体である地方公共団体に対する人材の育成やノウハウ面での支援、さらには、実際に地域において運行されますバスの運行費などへの支援を行つております。

こうした取組を通じまして、引き続き、コンパクトシティの施策と連携して、持続可能な地域公共交通の維持確保に努めてまいりたいと考えております。

○井上(英)委員 ありがとうございます。

今挙げていただいたように、公共交通をわざわざ自分たちのコミュニティで維持をしてやつておられる、そういうすごいコミュニティーの方々もおられるということで、心からそういう方々にやはり敬意を表したいとは思います。

当然、公共交通として担うべき役割というのは一定あるかと思うんですけれども、それを全て本当に賄えてあげればそれにこしたことはないんですけど、届くことができるのかということは、一定、やっぱり悲しいかな、限界があるということを認めざるを得ないのかなというふうに思うんです。

でも、そのときにも、コミュニケーションをやはりきつちりとつていただけて、各自治体もそうですね、それから、交通部門と福祉部門とが完全逆の方向に走るということはないとは思うんですけれども、その辺のコミュニケーションをなすのをきつちりとつていただけて、それぞれの地域のそれぞれのニーズに合った形でぜひ生かしていくべきだといし、また、大きく言えば、それがなかなかできない場合は、コンパクトシティで、利便性の高いところに居住していく方々をふやしていく、どんどん相乗効果を上げていくまちづくりというのがやはり必要ではないかなと思います

ので、よろしくお願いいたします。

この件に関して最後聞かせていただきたいんですけど、やはりこの地方部での公共交通といふのは維持が困難になると先ほど申し上げさせていただきました。ただ、その一方で、自動運転だとか貨客混載だとか、新しい形の運送技術、輸送サービスというのは出てきています。

○奥田政府参考人 お答え申し上げます。

少子高齢化、人口減少、また、自動車運送事業のドライバー不足が厳しさを増していくと予想させただければと思います。

れる状況におきまして、地域における人流、物流サービスの持続性を確保するためには、新たな技術やサービスを活用した輸送形態を導入し、生産性の向上を図るということが重要であるというふうに考えております。

このような課題に対しまして自動運転は、安全性の向上でありますとか運送効率の向上、新たな交通サービスの創出などが図られ、大幅な生産性向上に資する革新的な技術として大きな効果が期待されています。

このため、国土交通省では、一昨年十二月に自動運転戦略本部を設置いたしまして、自動運転の実現に向けました環境整備、自動運転技術の開発、普及促進、自動運転の実現に向けた実証実験、社会実装といった施策に取り組んでおります。

このうち、実証実験につきましては、政府目標であります二〇二〇年までの無人自動運転移動サービスの実現に向けまして、昨年度より、全国四カ所で、最寄り駅と最終目的地を自動運転移動サービスで結ぶラストマイル自動運転の実証実験を、また、全国十三カ所で、高齢化が進み、日常生活における人流、物流の確保が喫緊の課題となっている中山間地域において、生活に必要なサービスが集積しつつある道の駅などを拠点とした、自動運転サービスの実証実験に取り組んでおります。

このうち、ラストマイル自動運転移動サービスの実証実験につきましては、今年度は、一名の遠隔監視、操作者が複数車両を担当する自動運転技術の検証でありますとか社会受容性の検証、また、道の駅等を拠点とした自動運転サービスの実証実験につきましては、ビジネスモデルの構築のため、長期間の実験を中心に行つて予定いたしております。

また、このほか、都市部につきましては、都市交通における自動運転技術の活用方策について昨年十一月から検討を行つておりまして、ニュータウンや基幹的なバスにおける実証実験などについて、今年度からの実施に向けまして検討を進めております。

どについて、今年度からの実施に向けまして検討を進めています。

また、貨客混載につきましても、人口減少に伴う輸送需要の減少が深刻な課題となつてゐる過疎地域におきまして、自動車運送事業の担い手を確保するとともに人流、物流サービスの持続可能性を確保する上で、その生産性向上を図る観点から有効であるというように考えております。

このため、昨年九月から、貸切りバス、タクシー、またトラック、更に加えまして乗り合いバスについて、それぞれ、一定の条件のもとで事業のかけ持ちを行うことができるようになされたところをございます。

この新たな運用に基づきまして、これまで、旅客自動車運送事業者によるトラック事業の許認可について五件の申請がございまして、既に一件認可を行つたところでござります。

今後、この制度を更に活用していただきこと、地域における自動車運送の確保でありますとか、その生産性向上につながるということを期待しているところでござります。

国土交通省といたしましては、今後とも、こういった新たな技術やサービスを活用した輸送形態の導入に向けた取組を進めてまいりまして、地域住民の方々の快適な生活の享受ということに資してまいりたいというふうに考えております。

○井上(英)委員 ありがとうございます。

こういう輸送経費も含めて、生産性が高まつて

効率性も高まれば、それだけの経費も抑えられるということなので、喜んでいただけることになるかと思いますので、ぜひよろしくお願いをいたします。

それではちょっと話題をかえて、あと二分しかありませんので最後なんですけれども、航空局に聞かせていただきます。

これから、二〇二〇年にはオリンピック・パラリンピック、世界じゅうの方がこの日本に訪れる。また、今、副大臣もよく御承知だと思います。けれども、IRの議論もこれからされています。

し、そしてまた二五年には万博も、手を挙げて、この十一月に決定するということで、日本に今たくさんの方の訪日の観光客も含めて呼び込めるいい機会だと思います。

もし決まったときに、ビジネスプライベートジェット、世に言うプライベートジェット機ですけれども、日本というのは、やはりすごい高くてビジネスジェット機の利用というのが余り普及していませんけれども、欧米ではこれがかなり頻度が高く利用されている。プライベートビジネスジェットの利用が可能な環境であるかどうかというのを見ると、訪れる際の一つの決定要因でもあるというふうにも一部の研究機関では言われています。

そういう中で、成田空港では数年前にビジネスジェット機専用のターミナルを設置して、専用のC I Q 機関をするなどのサービス強化というのも取り組んでいるというふうにも聞いています。そういう中で、今、利用状況がどんなもののか。

それからまた、今後この件については継続して聞かせていただきますけれども、このプライベートビジネスジェット機に関する利用環境を拡大していくべきだと思うんですけれども、国土交通省の見解を最後に聞いて、終わりたいと思います。○和田政府参考人お答えをいたしました。

ビジネスジェットの受入れ拡大に関しては、我が国が国際競争力の強化やインバウンドの質的向上に資するものとして大変重要であるというふうに考えてございます。

先生御指摘のように、東京オリンピック・パラリンピックや万博といった件については、特に特定機関にどうしても需要が集中するという特徴もありますので、そういう面も考慮して対応する必要があると考えております。

具体的な内容といたしましては、やはりビジネスジェット用の発着枠の拡大と、それから、先生も御指摘いただきましたけれども、専用ターミナル施設の整備等受け入れ環境の整備、この両面で取組を進めたいと思っておりまして、成田空港や羽

田空港を始め主要空港でこうした取組をやってございます。

成果という点でござりますけれども、二〇一七年の羽田空港における国際ビジネスジェットの発着回数は、二〇一〇年と比較して約五・三倍となつております、一千三百二十九回。また、全

国ベースでも、二〇一〇年と比較して約一・八倍の五千九百九十九回というふうになつてございます。

今後も、地方空港も含めたビジネスジェット利用の増加に適切に対応するため、必要な取組を進めてまいりたいと考えております。

○井上(英)委員済みません、時間がちょっとと過ぎました。これで終わります。

ありがとうございました。

○西村委員長午後零時五分から委員会を再開す

ることとし、この際、休憩いたします。

午前十一時四十四分休憩

午後零時六分開議

○宮本(徹)委員質疑を続行いたします。宮本徹君。

冒頭、一点申し上げたいと思います。

先ほど、公明党の委員から、前回の我が党の宮本岳志議員の質問に抗議なるものが表明され、訂正と謝罪が求められました。

しかし、前回の配付資料は、神戸市議会の公表された議事録であり、事前の理事会で了承された上で配付されたものです。宮本岳志議員は、この

議事録をみずから議論の助けとして積極的に引用したのであって、この市議を攻撃する意図で紹介したものではありません。

本日の理事会で公明党の理事の方からこの点について意見は出されましたが、謝罪は求められていないとのことです。突然、議事録に残る委員会の場で要求することは極めて奇異なことだと言わなければなりません。

我が党は、そのような要求には断じて応じられないということを申し上げておきたいと思います。質問になります。

きのう、米軍横田基地そばの羽村第三中学のテニスコートに米軍のバラシューが落下をいたしました。米軍によると、降下訓練中に絡まつたバラシューを切り離したものだということです。一歩遠えは大惨事ということです。

横田基地では二〇一二年以降、頻繁に米軍のバラシュー降下訓練をして物資投下訓練が行われるようになっております。そして昨年十一月十五日には、物資投下訓練で三十キロもの貨物がバラシューから外れて落下するということがありました。人命が失われかねない事故が相次いでおります。この間のオスプレイ飛来で皆さんも御存じのとおり、横田基地は人口密集地の真ん中にあります。住宅密集地の真ん中でバラシュー降下訓練や物資投下訓練をやること自体が、根本的に間違つていると言わなければいけないと想います。きょう、防衛副大臣に来ていただきましたが、これは米軍に厳しく抗議されたんでしょうか。そして、バラシュー降下訓練や物資投下訓練は中止させるべきではないですか。

○山本副大臣お答え申し上げます。

きのう、四月十日、東京都羽村市立羽村第三中学校へ米軍のバラシューが落下した件でございましたが、本件は、学校関係者を始め周辺住民の皆様に御心配をおかけする、あつてはならないことであると認識をしております。

米側からは、今回の件を重く受けとめ、在日米軍司令官から防衛省の地方協力局長に対して連絡がありまして、事実の報告、そして謝罪がありました。また、局長からは副司令官に対しても、今回の件に関してしっかりと対応をしてもらつて、再発防止を徹底するようにと強く申し入れました。

本日になりました、それを受けて米側から、今

回の事故原因が確認されるまではこのバラシューの降下訓練は行わないという連絡を受けたところであります。この連絡は関係自治体にも報告をしてございます。

本件による被害は幸い生じていないと承知しておりますが、いずれにしましても、米軍の運用に当たつて地域住民の方々の安全確保は大前提であり、事件、事故はあつてはならないものであります。

安全の確保については、最優先の課題として日々協力し、引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

○宮本(徹)委員

これは地方協力局長が抗議しただけですか。沖縄で先日事故があつたときは大臣もみずから抗議されたと思いますが、政務の皆さんは米軍に対して、中学校にですよ、こういうものが落下したことに対する抗議もされないんですか。

○山本副大臣

副司令官から連絡がありまして、謝罪があつた、そのときに局長から強く申し入れたというのが事実関係でございます。

○宮本(徹)委員

ですから、局長レベルで抗議して済ませていると、また同じことを繰り返されますが、ちゃんと政務として対応すべきじゃありませんか。

○山本副大臣

繰り返しになつて恐縮でございますが、局長と副司令官のやりとりの中で、米側から謝罪があり、局長が申入れを行い、それがきのうのこととあります。本日になり米側から、しつかりと原因を確認をする、それまではバラシューの降下訓練を中止するという連絡がございました。

これが今段階の事実関係でございます。

○宮本(徹)委員 これだけ私が何度も政務三役として抗議すべきだということを言つても、抗議しようともしない。何でそんなへつびり腰なんですか。

事故原因が解明されるまで訓練中止というの

は、これは横田の話ですか、日本全国の話ですか。

か。

○山本副大臣　横田の件であると承知をしており

ます。

○宮本(徹)委員　なんぞうなるんですかね。

実は、今回と全く同じ事故が一週間前に沖縄で起きております。つい一週間前の四月三日にも米軍は、伊江島でパラシュートを切り離して落下させ、今回と全く同じことをやつているわけです。飛んでいたのは、横田のC-130を使って沖縄で訓練をやつていたわけですよ。同じことが一週間で二回起きているわけですよ。大体、このままで本当に大惨事が起きますよ。

日本全国で訓練は中止させるべきじゃありませんか。

○山本副大臣　お答えを申し上げます。

先ほども申し上げましたけれども、米側が、事故の原因について確認をするという連絡を本日しきましたので、どういった事故の原因があつたのか、米側がしっかりと確認をするという作業を我々としてはしっかりと待つて、どういう確認作業をしたのかということを今まさに我々は待つているという状況であります。

○宮本(徹)委員　なぜ横田以外でも訓練はやめるべきだということが言えないのか、さっぱりわからぬですよ。本当に日本国民の安全を守る、これが防衛省の本来の役割でしょう。日本国民の安全を守るんだつたら、事故原因は究明されないで横田ではやめますが、ほかではないですか。

事故原因が究明されたとしても、大体、こう

う事故は起きたことがそもそもパラシュート降下訓練は想定されているわけですよ。だから二つのパラシュートをつけているわけですよ。一つが開かなくとも、予備のパラシュートを使って降下す

るためにはつけているんですよ。もともとこう

いう事故は起きたというのを米軍は想定して訓練をされているわけですよ。

そうである以上、私は、こういう訓練はやるべきでないということをしっかりと求めたいかなきゃ

いけないというふうに思いますよ。しかも夜間も

やっているんですよ、パラシュート降下訓練は。

石井大臣、航空法をよく御存じだと思います。

下してはならない。」九十九条、「大臣の許可を受けた者でなければ、航空機から落下さんで降下してはならない。」とあります。

ところが、米軍は航空特例法によってこうした適用が除外となつているわけですよ。この航空特

例法については、やはり廃止しなきゃいけないんじやないです。いかがですか。

○石井国務大臣　通告のない突然の御質問でござりますので、恐縮ですが、答える余裕がございません。

○宮本(徹)委員　我が党は一月にも赤嶺議員からその問題を予算委員会で提起をさせていただいておりますが、相次いでこういう事件が起きているわけですから、これは真剣に、国内法の改正でこなした訓練は規制できるはずです。ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

そして、CV-22オスプレイの配備が通報されいますけれども、オスプレイも、横田基地でパラ

シユート降下訓練をやることを米軍は数年

前からもう通報しているわけですよ、横田に配備

すればやりますよと。とんでもない話ですよ。横

田へのオスプレイ配備の撤回を強く求めておきた

いと願っています。

次に、森友問題についてお伺いしたいといふ

うに思います。

一日、財務省は、あの例のごみの撤去についての口裏合わせについて、ごみの撤去費用は相当かかるた気がするトラック何千台も走った気がするといった言い方をしてはどうかと口裏合わせ

たといふに考えてございました。

以上が確認内容でござります。

○宮本(徹)委員　何のためにそういうことをした

んですね。

○富山政府参考人　お答えをいたします。

まさに、地下埋設物についての森友学園側の認

識というものを明確にしておこうという意図が、

趣旨があつたといふに考えてござります。

○宮本(徹)委員　明確にしてどうしたかったわけ

ですか。森友学園側から情報が発信されたことが困るということがあつたということですか。

○富山政府参考人　お答えをいたします。

この報道についての確認という意味では、近畿

がごみの撤去費用は一億円ぐらいなどと説明したとする新聞社の報道についても訂正を求めるよう學園側に依頼していた、繰り返し口裏合わせを行つて、こういう報道がけさのNHKで流れました。これは事実ですか。

○富山政府参考人　お答えをいたします。

御指摘の報道に関しまして事実関係を確認いたしましたところ、次のとおりでござります。

昨年二月十四日、ごみ撤去費用一億円との報道がございました。この報道につきまして近畿財務局より森友学園に事実を確認いたしましたところ、ごみ撤去費用が一億円とは断言しておらず、いまだので、恐縮ですが、答える余裕がございません。

また、森友学園の弁護士は、この報道につきまして、記事を書いた記者に対しても訂正依頼を申し出ていることございました。

その後、こうした地下埋設物についての森友学園側の認識を明確に文書で確認しておこうと考え、二月十七日に、理財局が近畿財務局に依頼をして、それまでに聞いていた森友学園側の認識を記載した書面を作成して署名を求めたことがあります。

これに対して森友学園側は、書面を残すと内容に全責任を負うということになり、口頭にしたいということをございました。

以上が確認内容でござります。

○富山政府参考人　お答えをいたします。

今、委員の御指摘がございましたけれども、当

国会答弁に対してもごみ撤去費用は一億円ぐらいだつたということを発言したのに対しても、一億と

いう言葉だと国会での説明が成り立たないから、はつきりしないということで口裏合わせを求めた

ということなんぢやないんですか。

○宮本(徹)委員　八億円の値引きを行つたとい

う国会答弁に対してもごみ撤去費用は一億円ぐらいだつたということを発言したのに対しても、一億と

いう言葉だと国会での説明が成り立たないから、はつきりしないといふことで口裏合わせを求めた

ということなんぢやないんですか。

○富山政府参考人　お答えをいたします。

今、委員の御指摘がございましたけれども、当

方の確認をいたしましては、近畿財務局から森友

学園側に確認をし、ごみ撤去費用が一億円とは断

言しておらず、全体としてははつきりしないとい

う回答を森友学園からもらつたという以上のこと

は、当方の事実確認でも確認ができるでございます。

○宮本(徹)委員　ですから、文章で当時の国会の

議論を振り返ればわかりますけれども、森友学園

側に、ごみ撤去費用一億円と言つていたのを取消

しを求める、はつきりしないと言つてくれ、八億

円の根拠を否定するようなことは言わないでく

れ、そういう口裏合わせを依頼していたというの

は明々白々ですよ。

先日のNHK報道の、ごみの撤去費用は相当か

かった気がする、トラック何千台も走った気がす

去費用が一億円とは断言していない、全体として

はつきりしないといふことは、口頭ではそうした

確認を、近畿財務局は森友学園側から確認をして

おつたわけですけれども、その部分を明確にして

おきたいという趣旨でこうした文書の確認という

依頼をしたものと考えてござります。

○宮本(徹)委員　ごみ撤去費用ははつきりしない

というのをなぜ明確にしておきたかったんですか。

○富山政府参考人　お答えをいたします。

当方で事実確認をしている内容としては、繰り

返して恐縮でござりますけれども、近畿財務局よ

り森友学園に事実を確認し、ごみ撤去費用が一億

円とは断言しておらず、全体としてははつきりして

いないということを、当時、近畿財務局が森友学

園から確認をしたといふことです。

○富山政府参考人　お答えをいたします。

当方で事実確認をしている内容としては、繰り

返して恐縮でござりますけれども、近畿財務局よ

り森友学園に事実を確認し、ごみ撤去費用が一億

円とは断言しておらず、全体としてははつきりして

いないということを、当時、近畿財務局が森友学

園から確認をしたといふことです。

○富山政府参考人　お答えをいたします。

今、委員の御指摘がございましたけれども、当

方の確認をいたしましては、近畿財務局から森友

学園側に確認をし、ごみ撤去費用が一億円とは断

言しておらず、全体としてははつきりしないとい

う回答を森友学園からもらつたという以上のこと

は、当方の事実確認でも確認ができるでございます。

○富山政府参考人　お答えをいたします。

まさに、地下埋設物についての森友学園側の認

識というものを明確にしておこうという意図が、

趣旨があつたといふに考えてござります。

○宮本(徹)委員　明確にしてどうしたかったわけ

ですか。森友学園側から情報が発信されたことが困るということがあつたということですか。

○富山政府参考人　お答えをいたします。

この報道についての確認という意味では、近畿

がごみの撤去費用は一億円ぐらいなどと説明したとする新聞社の報道についても訂正を求めるよう

確認を、近畿財務局は森友学園側から確認をして

おつたわけですけれども、その部分を明確にして

おきたいという趣旨でこうした文書の確認という

依頼をしたものと考えてござります。

○富山政府参考人　お答えをいたします。

この報道についての確認という意味では、近畿

がごみの撤去費用は一億円ぐらいなどと説明したとする新聞社の報道についても訂正を求めるよう

確認を、近畿財務局は森友学園側から確認をして

おつたわけですけれども、その部分を明確にして

おきたいという趣旨でこうした文書の確認という

依頼をしたものと考えてござります。

この報道についての確認という意味では、近畿

がごみの撤去費用は一億円ぐらいなどと説明したとする新聞社の報

るといった言い方をしてはどうか、全部同じ流れの話じゃないですか。

八億円のごみの値引きの根拠というのは、およそ国民に対して説明がつかないものだという認識を当財務省の皆さんお持ちであった。だから、こういろいろな働きかけを森友学園側にしていたということですよね。

それでもう一点お伺いしたいのは、財務省が森友学園側に対して虚偽の口裏合わせをお願いできることを考えた根拠は何なんですか。普通は、悪いことを人に呼びかけるというのは、それは簡単にはできないですよ。何らかの、そういうことをやつてもいい人だという根拠があったから虚偽の口裏合わせをお願いできると考へたんだと思いますが、その根拠は何ですか。

○富山政府参考人 お答えをいたします。

先般、月曜日の決算委員会においても御答弁をさせていただいておりますけれども、根拠というところにつきましては、国会の答弁におきまして、当時、売却後でございますので、具体的な撤去の状況につきましては把握してございませんといつた注釈はつけつつも、相手方において適切に撤去したというふうに聞いてござりますとか、あるいは、適切に行つたというのは近畿財務局で確認してござりますといった答弁をしていたところでござります。

こうした状況のもとで昨年の二月二十日に理財局の職員が森友学園側の弁護士の方に電話で連絡をいたしまして、この今申し上げたような答弁との関係を気にしてということでござりますけれども、森友学園が地下埋設物の撤去に実際にかけた費用に関しまして、相当かかった気がする、トラブル何千台も走った気がするといった言ひ方をしてはどうかとの話があつたというふうに我々としては認識をしているところでござります。

○富本(徹)委員 聞いたことに一切お答えになつていなかんですけれども、森友学園側に虚偽の口裏合わせをお願いしたわけですよ、財務省は。でも、普通の人ととの関係では、例え私が富山

さんに対しても文書を改ざんしようよとか呼びかけようと思つたら、それは、事前にそういう関係がなければとても呼びかけられないじゃないですか。

そういう関係が、財務省の側が森友学園側に口裏合わせをお願いできる関係というのは、いつ、何によってつくられたんですか。

○富山政府参考人 お答えをいたします。

根拠というところについては先ほど御答弁させていただいたことと考えておりますが、そういう関係についての今の御指摘ござりますけれども、学校法人の森友学園は、国有地の処分における売買契約の相手方でございました。基本的に、近畿財務局において必要なやりとりをし、協議を継続的に行ってきました。基本的に、ます売買契約の相手方でございました。基本的に、この点、徹底的に調査すべきだと思いまして、西村委員長申合せの時間が経過しておりますので、簡潔に御答弁をお願いします。

○宮本(徹)委員 ですから、そういう連絡を普通にしているだけだつたら、それはただの普通の連絡、やりとりする関係なんですよ。悪いことを一緒にやろうという関係は、普通に連絡しているだけではできないですよ。お互い悪いことをしようとは思わないでござります。

○富山政府参考人 お答えをいたします。先ほど来申し上げておりますように、森友学園側に事実と異なる説明を求めるという依頼をしたということでお答えします。

一方で、そういった依頼について先方の森友学園側の弁護士の方は、この話を踏まえた対応はされていないというふうにも承知をしておりますの

で、ある意味で一方的に財務省側の方から、そういう、大変申しわけない、恥ずかしいことでござりますが、そういった依頼をしたということだと

認識しております。

○宮本(徹)委員 ですから、そういう恥ずかしいことを財務省の職員が、本当に考えられないようなことをやれる相手だと思つたわけですよ、森友学園は。どこでそうなつたのか。

私は、どう考へても、やはり、あの音声データに記されているところにこの関係が築かれた大もとがあると思わざるを得ないです。深いところにごみはない、こう言つてゐるのに対して、国の側から、深いところにごみがあることにして八億円の値引きをしていつた。そのところからこの共犯関係とも言える関係が築かれていつたということがどういうふうに思いますよ。

私は、この点、徹底的に調査すべきだと思いますよ。なぜこんなことをやつたのか。どうですか。

○西村委員長 申合せの時間が経過しておりますので、簡潔に御答弁をお願いします。

○富山政府参考人 お答えをいたします。

財務省といたしまして一定の確認をさせていた

だいて、国会でも御答弁をさせていただいている

ところでござりますけれども、我々としまして

は、こういったことは本当に恥ずかしい対応だと

いうふうに認識をしておりまし、こういつたこ

とがなぜ起きたかといふことは、今後も

何らかの形で新しい話が出た場合には、御報告さ

せていただければと思います。

○宮本(徹)委員 時間になりましたので終わりますけれども、新しい話が出たらじやないんです

よ。毎日のように新しい話が出て、現在起きていることについて、なぜなのかという掘り下げを徹底してやっていただきたい。

そのことを申し上げまして、質問を終わります。

趣旨の説明を聴取いたします。国土交通大臣石井啓一君。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

趣旨の説明を聴取いたします。国土交通大臣石井啓一君。

具体的には、公共交通機関については、高齢者、障害者等の安全性、利便性を一層確保するため、既存施設を含むさらなるハード対策や旅客支援等のソフト対策の一體的な取組が必要となつております。

また、地域において個々の交通機関や施設を超えた移動の連続性を確保するため、駅周辺、観光地などの移動等の円滑化が特に必要な地区について面的なパリアフリー化を進めるほか、ユニバーサルツーリズムを推進するため、貸切りバス等のパリアフリー化を推進すること等が必要となつております。

このようないいとした次第であります。次に、この法律案の概要につきまして御説明申しあげます。

○西村委員長 次に、内閣提出、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

関する措置

(移動等円滑化促進方針)

第二十四条の二 市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の移動等円滑化促進地区について、移動等円滑化促進に関する方針(以下「移動等円滑化促進方針」という。)を作成するよう努めるものとする。

2 移動等円滑化促進方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 移動等円滑化促進地区の位置及び区域
- 二 生活関連施設及び生活経路並びにこれらにおける移動等円滑化の促進に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項

3 前項各号に掲げるもののほか、移動等円滑化促進方針には、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する基本的な方針について定めるよう努めるものとする。

4 移動等円滑化促進方針には、市町村が行う移動等円滑化促進地区に所在する旅客施設の構造及び配置その他の移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項を定めることができる。

5 移動等円滑化促進方針は、都市計画、都市計画法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)第五条第一項に規定する地域公共交通網形成計画との調和が保たれたものでなければならない。

6 市町村は、移動等円滑化促進方針を作成しようとするときは、あらかじめ、住民、生活関連施設を利用する高齢者、障害者等その他利害関係者、関係する施設設置管理者及び都道府県公安委員会(以下「公安委員会」といふ。)の意見を反映させるために必要な措置を

講ずるものとする。

7 市町村は、移動等円滑化促進方針を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣、都道府県並びに関係する施設設置管理者及び公安委員会に送付しなければならない。

8 主務大臣は、前項の規定により移動等円滑化促進方針の送付を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができる。

9 都道府県は、市町村に対し、その求めに応じ、移動等円滑化促進方針の作成及びその円滑かつ確実な実施に關し、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、必要な助言その他援助を行うよう努めなければならない。

10 第六項から前項までの規定は、移動等円滑化促進方針の変更について準用する。

(移動等円滑化促進方針の評価等)

第二十四条の三 市町村は、移動等円滑化促進方針を作成した場合においては、おおむね五年ごとに、当該移動等円滑化促進方針において定められた移動等円滑化促進地区における移動等円滑化に関する措置の実施の状況についての調査、分析及び評価を行いうよう努める等円滑化促進方針を変更するものとする。

(協議会)

第二十四条の四 移動等円滑化促進方針を作成しようとする市町村は、移動等円滑化促進方針の作成に関する協議及び移動等円滑化促進方針の実施実施の状況についての調査、分析及び評価を含む)に係る連絡調整を行ったための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
- 二 市町村

1 協議会は、次に掲げる者を作成しようとする。

2 市町村

3 市町村

4 市町村

円滑化の促進に關し密接な關係を有する者

三 高齢者、障害者等、学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者

第一項の規定により協議会を組織する市町村は、同項に規定する協議を行ふ旨を前項第二号に掲げる者に通知するものとする。

4 前項の規定による通知を受けた者は、正當な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。

5 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に關し必要な事項は、協議会が定める。

(移動等円滑化促進方針の作成等の提案)

第二十四条の五 次に掲げる者は、市町村に対して、移動等円滑化促進方針の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る移動等円滑化促進方針の素案を作成して、これを提示しなければならない。

第一 施設設置管理者その他の生活関連施設又は生活経路を構成する一般交通用施設の管理者

又は生活関連経路を構成する一般交通用施設の利用に關し利害關係を有する者

2 前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づき移動等円滑化促進方針の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、当該提案を受けた者に通知しなければならない。この場合において、移動等円滑化促進方針の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

(行為の届出等)

第二十四条の六 移動等円滑化促進方針において定められた移動等円滑化促進地区の区域において、旅客施設の建設、道路の新設その他

の行為であつて当該区域における移動等円滑化の促進に支障を及ぼすおそれのあるものとして政令で定めるものをしようとする公共交通事業者等又は道路管理者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めることにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他主務省令で定める事項を市町村に届け出なければならない。

い。ただし、非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りであるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他主務省令で定める事項を市町村に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち主務省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を市町村に届け出なければならない。

3 市町村は、前二項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る行為が移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進を図る上で支障があると認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に關し旅客施設又は道路の構造の変更その他に必要な措置の実施を要請することができること。

4 市町村は、前項の規定による要請を受けた者が当該要請に応じないときは、その旨を主務大臣に通知することができる。

5 主務大臣は、前項の規定による通知があつた場合において、第三項の規定による要請を受けた者が正当な理由がなくて同項の措置を実施していないと認めるときは、当該要請を受けた者に対し、当該措置を実施すべきことを勧告することができる。

(市町村による情報の収集、整理及び提供)

第二十四条の七 第二十四条の一・第四項の規定により移動等円滑化促進方針において市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項が定められたとき

措置

3 前章(第四十一条第一項及び第二項を除く。)の規定は、移動等円滑化施設協定について準用する。この場合において、第四十三条

第一項第三号中「第四十一条第一項各号」とあるのは「第五十一条の二第二項各号」と、同条

第二項中「移動等円滑化経路協定区域」とあるのは「第五十一条の二第二項第一号の区域(以下この章において「移動等円滑化施設協定区域」という。)」と、「移動等円滑化経路協定区域内」とあるのは「移動等円滑化施設協定区域内」と、第四十四条第一項、第四十五条、第四十六条、第四十七条第一項及び第三項、

第四十八条第一項並びに第五十条第一項及び第四項中「移動等円滑化経路協定区域」とあるのは「移動等円滑化施設協定区域」と、第四十一条及び第四十九条中「第四十一条第一項」とあるのは「第五十一条の二第一項」と読み替えるものとする。

第五十三条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5 所管行政庁は、認定協定建築主等に対し、第二十二条の二第四項の認定を受けた計画

(同条第五項において準用する第十八条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの)に係る協定建築物の建築等又は維持保全の状況について報告をさせることができる。

第五十四条第二項中「第九条」の下に「、第九条の二第一項、第九条の三から第九条の五まで、第九条の七、第二十二条の二第一項及び第二項(これらの規定を同条第五項において読み替えて準用する第十八条第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第九条の四の規定による提出をしなかつた者

二 第九条の五の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十二条第一項又は第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第六十三条第二号中「第五十三条第四項」の下に「又は第五項」を加える。

第六十五条 第九条の六の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者は、五十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条及び次条の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 第二条の規定の施行の際現に工事中の海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)による輸送施設(船舶を除き、同法による旅客定期航路事業の用に供するものに限る。)の新たな建設又は同条の規定による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する措置(船舶を除き、同法による旅客定期航路事業の用に供するものに限る。)の新たな建設又は同条の規定による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する措置及び移動等円滑化施設協定制度の創設等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第五条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。
第五条第五項中「計画及び」を「計画、」に、「第二十五条」を「第二十四条の二の移動等円滑化の促進に関する方針及び同法第二十五条」に改める。

理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の一層の促進を図るため、公共交通移動等円滑化基準等の適用対象となる事業者の範囲の拡大、公共交通事業者等の講ずる措置に関する計画の作成の義務付け、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する措置及び移動等円滑化施設協定制度の創設等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一一部改正)

平成三十年四月二十七日印刷

平成三十年五月一日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局